

明治期地方名望家層の政治行動

—河原林義雄小伝—

高久嶺之介

はじめに

本稿は、丹波国山国郷大野村に出生した地方名望家層河原林義雄の半生の伝記である。河原林義雄（以下義雄と呼称する）は、後述する如く、明治十年代自由民権運動に参加し、二十年代は京都府民党運動の指導者となり、府会議長、衆議院議員を歴任する一方、十年代後半以降諸会社の経営に参画する典型的な地方名望家層である。

最初に限定をつけておこう。第一に本稿では義雄の政治活動、政治へのかかわり方の分析を主としており、彼の経済活動は必要な限りにおいて触れるにとどまる。第二に義雄の政治活動歴においては明治二一年以降が最も華々しい時期にあたるが、この時期の京都府政治状況は、いくつかの抽稿⁽¹⁾で部分的に触れてある。出来るだけ重複は避けたいと考えているので、抽稿を合わせ参照していただきたい。第三に本稿では時期は明治初年より二四年までとする。明治二四年で一応きつたのはある程度理由がある。鳥海靖氏のすぐれた研究で明らかにされている如く、この年一〇月自由党はほぼ完全に大井派⁽²⁾壮士的存在を排除し、「名望家政党」への脱皮をはたした。即ち「名望家政党」という

意味で、自由党―憲政党―政友会コースの原型が定置された年である。本稿で分析の対象とする河原林義雄はこの年立憲自由党（後自由党）を脱党し、同じ年の間に復党する。そして復党後義雄は府会議長に就任しその後自由党―政友会コースを進む。即ち義雄にとっても名実ともに京都府政界の実力者となったのがこの年である。二四年でできたのは以上の理由による。第四に「地方名望家」という呼称であるが、その意味は町村・郡における一定の経済力保有者である事を前提とし、その上で郡段階以上での名声ある層として呼称している。したがっていうまでもなく、代言人等都市知識人、壮士的存在とは区別して考えている。さらに本稿でとりあげる「地方名望家層」をもっと限定していえば、充分な金力と時間もち松方デフレをも克服しえた「上昇型豪農」である。農村においてはこの層が明治十〜二十年代を通じて政治運動の主導的でない手である。

以上の限定の上で、明治前期の地方名望家層―「上昇型豪農」の政治行動を分析する際の留意点について触れておきたい。端的にいえば、彼等の国政参加への希求の強さとこの希求実現過程での他の層との連関を一人の人物の行動を通して具体的に明らかにする事である。ところで彼等の政治行動についての一般的見とおしをいえば次のようになる。一般的にいって彼等の多くは明治改元後漢学の素養を土台として西洋思想を学ぶと共に、多くの交通量で見聞を広める。彼等は一〇年代以降ごく容易に自由民権運動に参加し、一七年から一定時期の「停滞」を経て、二二・三年民党的運動に飛びこんでいく。彼等にとって十年代と二十年代の運動の間に挫折はない。例外があろうともこれが一般的である。彼等の意識上で十年代と二十年代を結ぶものはいうまでもなく、国政参加への希求である。江戸時代封建制の中で国政に嘴をいれる事が出来なかった彼等にとってこの希求は強烈である。この希求のエネルギーが自由民権運動の昂揚を生み出す。逆にいえば彼等は自由民権思想に接する事により国政参加の希求のための理論的バックボ

ーンを見い出す。この高揚は何も国会開設運動に限ったものではなく、一四年国会開設の詔勅発布以降もこの昂揚は続く。明治二三年七月第一回衆議院議員選挙の前夜即ち二二・三年はその最高潮の時期である。しかし一七年以降の自由民権運動の展開過程は彼等にとって二つの阻害要因を生み出す。一つは明治一七年の激化諸事件とりわけ秩父事件にみられた貧農の激発であり、もう一つは、壮士的存在の横行（とりわけ大井派）である。両者ともに政府の弾圧を促すものであり、彼等の意識の中では両者とも排除する事で自己の運動の存在意義を見い出していた。明治二二年の衆議院議員選挙法公布は直接国税一五円以上納税者に選挙権を認めるものであったが、彼等地方名望家層は選挙権の拡大は主張するが、納税資格廃止は主張しなかった。なぜならそれを主張する事は前述の二つの阻害要因を跋扈させる事になる。この二つの阻害要因をある程度排除する事で二三・四年日本の「名望家政治」の原型ができあがる。そしてこの後地方名望家層は民党的気分を維持しながら経済的利益と地方利益追求に邁進する。⁽³⁾

本稿では以上の見とおしのもとに、一人のすぐれた政治的才能をもった人物が名実ともに「地方名望家層」に成長する過程を描く。ともあれ伝記である。紙数の許す限り詳細に義雄の行動を跡づげたい。

- (1) 「良民党結成計画について―立憲自由党結成過程の一事実」(『文化史学』三二号)―以下高久第一論文と呼称。「明治憲法体制と地方民権運動」(『日本史研究』一六三号)―高久第二論文と呼称。明治憲法体制成立期の史実(『社会科学』八号)―高久第三論文と呼称。
- (2) 「初期議会における自由党の構造と機能」(『歴史学研究』三五五号)―後『論集日本歴史 立憲政治』に収録。
- (3) 帝国議会開設後の地方名望家層の政治行動の特徴を扱えたすぐれた論稿に有泉貞夫「地方政治状況と初期議会」(『史学雑誌』八五編二号)がある。

一 河原林家の社会的地位

河原林義雄は嘉永四（一八五二）年七月一日丹波国山国郷大野村（現京都府北桑田郡京北町字大野）で父安左衛門、母はつの長男として出生した。山国郷はまさにその名の通り四方を天童山、衣懸山等の山に囲まれているが、中央に大堰川が貫ぬいており、京都にも近接しているところから、室町期から木材の商品化が進んだ地である。幕末の山国郷は所領が禁裏御料、旗本領、梶井宮領と複雑に分かれ、大野村は旗本杉浦領であった。義雄の生家は大野村の北東に位置し、明治八年六月現在の家屋敷は次の如き大きさであった。⁽¹⁾

- 居宅 平屋建 茅葺 間口拾壹間奥行五間 建坪五拾五坪
- 物置 平屋建 杉皮葺 間口六間奥行貳間 建坪拾貳坪
- 長家 平屋建 杉皮葺 間口拾間奥行四間 建坪四拾坪
- 閑居 二階建 杉皮葺 間口四間半奥行三間 建坪拾三坪五合
- 土蔵 二階建 三ヶ所 杉皮葺 間口六間半奥行三間 建坪拾八坪五合
- 建坪総計百三拾九坪 代価五百五拾円

義雄の政治行動を可能にする条件の検討として、まず河原林家及び当家の経営状態、大きくいって当家の社会的地位について簡単に触れておこう。

明治以前の河原林家及び当家の経営状態については岡光夫氏の詳細な労作がある。⁽²⁾ 岡氏の研究によれば、河原林家の出自は、江戸時代初頭、中世の為国名の河原林家の名跡が絶え、国真名の林家の分家が河原林家の名跡を継ぎ、さ

第1表 河原林家の土地所有

	大野村		他村		所有地合計
	田畑	山林	田畑	山林	
明3	反 35,620	反 63,328	—	—	—
〃5	26,317	90,105	—	—	—
〃7	18,203	61,725	反 4,928	反 409,616	反 494,612
〃14	38,102	263,528	—	657,907	—
〃15	—	—	—	—	897,902
〃19	—	271,420	—	656,918	977,709
〃21	48,115	278,515	—	—	—

- ① 明治3年分は岡光夫氏「近世山国郷の林業経営」(『林業村落の史的的研究』所収) 363,345頁。但し山林は安左衛門所有分のみ。
- ② 5年分は「大野村戸籍」
- ③ 7年分は「筆数書上帳之写」「当村筆数書上帳之写」「出作分村々筆数書上帳之写」より集計。但し他村分は安左衛門所有のみ。
- ④ 14年分は「所有地一筆限取調帳」より集計
- ⑤ 15年分は「雑纂」
- ⑥ 19年分は④に同じ
- ⑦ 21年分は藤田淑民氏『近世木材流通史の研究』487~8頁
- ⑧ 尚明治15年、19年分の所有地合計は宅地も含まれている。

拡大の内容は、河原林家では田畑は三〜四町歩どまりであるが山林は急速に拡大していく。因みに明治一四年段階での義雄、安左衛門加えての

「上昇型豪農」の典型である。この表では明治三年から二一年までの土地所有の拡大が全てわかるわけではないが、一貫して土地所有の拡大が発展している事がみとれよう。いわゆる

らにその分家が本家の名跡をついだのが、現在の河原林家の祖先である。当家は延享年間より庄屋をつとめ、それ以降明治まで自家の当主は一度は庄屋、年寄などの村役人になっている。石高保有状況も延宝当時無高であったが、天保六年には三四石で村内第一位の地位にあった。そして自家も山国郷の山林地主の例にもれず判株商人として林業経営を行う一方、嘉永五年より絞油業を営んでいた。⁽⁴⁾ さて明治以降の河原林家である。

第一表は明治三年より二一年までの自家の土地所有規模を示したものである。この表では明治三年から二一年までの

山林所有規模は大野村二六町三反五畝二八歩、他村では中江村四八町二畝一八歩、井戸村一町九反四畝五歩、芹生村五町八反二畝一四歩である。⁽⁵⁾

田畑については、明治初期からほとんどを小作に出し、ごく一部を手作していたらしい。明治三年では大野村において二町八反を小作に出し、七反三畝を手作しているが、明治一四年では畑六畝一九歩を除いて手作の史料は認められない。ほとんどを小作に出していたのであろう。河原林家が小作地を提供している人数は明治一四年段階で二六人、当家が明治二八年京都市上京区に居住するようになった後の明治三一～四一年の小作人も二一～二八人であり、小作人の数にはあまり変動はない。小作人は分家（株内）である河原林松太郎、理之助を含むほとんどが大野村居住のものである。⁽⁶⁾

当家の林業経営についても簡単にふれておこう。当家が雇用している林業労働者数は幕末弘化四年では三二人であるが、明治期山林所有が増大するにつれこの数は増えていくだろう。しかし今正確な数字は提示できない。彼等林業労働者は若州大飯郡福谷村からの季節労働者と大野村及び近村の農民からなり、杉苗植、中刈、下草刈、杉釣りなどの育林労働に従事していた。⁽⁸⁾ 伐り出した木材はごく一部を用木として近村の商人に売却し、他は筏に組み大堰川に流し、下流の上世木、保津、嵯峨の材木屋に売却する外、寛保期以降桂にある山国・黒田一〇ヶ村の材木商人が創った山方直売店に送られていたらしい。⁽⁹⁾（明治以降の山林収入の内容が知れば面白いがこの点は史料的に断念せざるをえない。）

尚、林業経営の他に当家では嘉永五年以来絞油業も営んでいたがこれは七年四月に廃業し、同年牛馬売買の商売をはじめめるがこの経営は一時期らしい。⁽¹⁰⁾ この他当家では明治一六年北桑融通会社が創設されるまで貸金業も営んでいる。

このような河原林家の北桑田郡での経済的位置はどのようなものであろうか。第二表は明治一四年の北桑田郡の高

第 2 表 明治14年時北桑田郡高額地租納入者表

名 前	地租納入額	村 名	年 令
①内 牧 長兵衛	117円98銭	鶴ヶ岡	59
②牧 磯 五 郎	107円96銭1厘	下弓削	28
③高 木 文 平	94円29銭	神 吉	38
④草 木 左 内	81円27銭7厘	塔	39
⑤河原林 義 雄	66円83銭	大 野	29
⑥川 面 文之進	65円10銭7厘	周 山	30
⑦藤 野 一 雄※	60円76銭	辻	23
⑧平 井 慶次郎	57円80銭5厘	上平屋	60
⑨橋本 九左衛門	49円66銭	神 吉	47
⑩稻 内 官次郎	48円19銭	〃	28
⑪河原林 完 吾	41円70銭8厘	大 野	53
⑫野上 政右衛門	39円2銭6厘	大 野	37
⑬辻 啓太郎	36円92銭4厘	鳥 居	44
⑭野 尻 岩次郎	32円1銭	大 野	23

(備考)

- ①明治14年の「府会議員被選挙人名簿」「府会議員選挙人名簿」より作成
- ②※の藤野一雄については父齋が16円4厘を納入しており父子の納入額を合計すれば北桑田郡第五位の納入者となる。

額地租納入者の順位と納税額を示したものである。義雄は北桑田郡では五番目の高額地租納入者であり、勿論大野村では一番である。この事は、後述する如く義雄が一五年府会議員、二十年代京都府民党運動の指導者としての活躍を可能にする背景をなしている。

- (1) 「明治八年六月 河原林安左衛門 屋敷所有券(河原林家文書)。
- (2) 「近世山国郷の林業経営」(同志社大学人文科学研究所編『林業村落の史的研究』所収)―以下岡第一論文と呼称する。ある山林地主の家督相続をめぐって(『社会科学』一六号)―以下岡第二論文と呼称する。
- (3) 岡第二論文七九―八〇頁。
- (4) 岡第一論文三五―三七頁、三六二―九八頁参照。
- (5) 明治十四年一〇月から二年まで反別を記した「所有地一筆限取調帳」より集計、整理。
- (6) (7) 「明治三十年九月以降野尻氏毎節期計算報告書」(河原林家文書)。
- (8) 岡第一論文三九一頁。
- (9) 「明治一六年九月以降 諸日雇勘定帳」(二三年九月以降諸日雇附込日記帳(河原林家文書))。
- (10) 「明治七年四月二九日 絞油稼廃業届書」(〃)。

二 義雄の見聞時代

(一)

義雄は幼名を喜間太と称した。慶応四(一八六八)年、一八歳の時までの義雄の少年時代についてはよくわからない。義雄の行動を知りうるのは戊辰戦争からである。慶応四年旧暦一月三日の鳥羽、伏見の戦いの開幕、翌四日の山陰道鎮撫総督西園寺公望による丹波の村々への官軍に加われとの檄文の配布、これに呼応して結成されたのが北桑田郡山国郷の郷士隊(のちの山国隊¹⁾)である。一月一日郷士隊は、西軍と東軍に分かれ、西軍は水口市之進(下村)藤野斎(辻村)の統率のもとに山陰道の西園寺陣営へ、東軍は義雄の父安左衛門、鳥居五兵衛(鳥居村)の統率のもとに大阪仁和寺宮陣営へ、それぞれ参向するが、義雄はこの時、西軍四番組下(西軍は五組に編成)として山陰道行に加わ

っている⁽³⁾。西軍、東軍はその後京都にて合流するが、因幡藩付属の有無をめぐって分裂し、義雄はこの分裂により西軍を離れ、朝廷直屬たるべしとする父安左衛門の派に加わり京都に滞留する。(因幡藩に付属すべしとする藤野、水口の隊は因幡藩付属山国隊として二月一三日出陣し、東に向かって転戦する。一方、安左衛門、鳥居等は「親兵組」と自称し、御所の警固を参与役所に願ひ出るが却下され、数度の請願を続けながら明治二年秋まで京都に滞留していた。)東へ向かう山国隊には参加しなかったものの義雄にとって最初の国家的規模の歴史的事件への参加であった。

この滞留中の義雄の行動を少しでも明らかにする史料として「官軍御親兵山国隊四番組河原林正親⁽³⁾ 日家栄」なる日記がある。この史料は慶応四年四月七日から一二日までの「日記」と三月三日より二三日までの「小入用之覚」即ち会計簿からなる。それによれば、義雄は三月よりほとんど毎日の如く播州一柳藩士湯浅和兵衛の道場に通い、劍術、柔術及棒術を修業し、また漢学者河内図書⁽⁴⁾の門に入り、漢籍の素読をうけている。八月には湯浅より「棒術中極位免証」をうけている。

明治元年東京遷都が決定され、翌二年旧曆三月七日、明治天皇の二度目の東京行の際義雄は長州藩士長松文輔(後長松幹⁽⁵⁾)の従者としてこの東行に加わる。義雄がいかにして長松の従者となったが不明であるが、安左衛門の明治二年旧曆二月二十九日の「日記」には「拙者西右内両人、木屋町長州下宿四番有吉庄平旅宿へ西右内参り、拙者長松文輔則六番江参り正親二面会」と記されており、既に二月以前に長松の従者となっていた事がわかる。ただしこの義雄の東行は長松の正式の従者としての当然の義務ではなく、義雄の東行へのやみがたい欲求の結果同道を許されたものであろう。その事は、三月二日安左衛門が三条木屋町の長州下宿に行き、義雄に金礼二〇両、正金三両を渡し、さらに長松に鴨川名産を遣上し家来に金礼一分二朱程与えている事から知りえよう。正式の従者ならばそこまでする必要は

ないからである。

東京での義雄の詳細な行動は知るを得ないが、五月には華族の伏原宣足の従者となり、七月には駿河台の支峰頼又二郎の門に入り漢学を学んでいる。⁽¹⁰⁾ 頼支峰は、頼山陽の次子、幕末の奔走家頼三樹三郎の兄であり、文政六年京都に生まれ、明治元年昌平学校二等教授に任じられ東行し、二年には大学少博士になっている。河原林家の話によれば、支峰は義雄の漢学の才を大層囑望し養子にしたいとの意向もあったという。⁽¹¹⁾ 義雄の漢学の才はこの頃よりぬきんでていたらしい。しかし義雄の東京での生活も長くはなかった。

明治三年三月、義雄は「父母ノ望ニ従イ」大野村へ帰村する。父安左衛門はすでに明治二年三月一〇日退隠し、戸主を義雄にゆづっていた。⁽¹²⁾

同年六月、当時久美浜東京都出張所（中立売通新町角）に出仕していた藤野斎、辻啓太郎の招聘により、但馬国城崎郡出身の若干二七才の儒者田原正績が山国郷比賀江村に私塾をおこす。有隣館である（ほどなく桂林塾と呼称）。この塾には山国郷の富有者の子弟が入るが、義雄も入塾し、比較的年長であるという事と頼支峰のもとで漢学を修めたその才幹により塾頭となる。義雄と共にこの塾に学んだ者は野尻岩次郎（大野村）、河原林益三（大野村）、西環（中江村）、草木亦吉（塔村）、藤野一雄（辻村）、水口謙三郎（下村）、辻繁太郎（鳥居村）等十数名。満二〇才の義雄を除けば、いずれも十代の若さであった。田原は次の如き詩を残している。

瘦脚牽来山又丘 清風玉露稻花秋 主人家在江辺住 生得香魚数十頭⁽¹⁴⁾

義雄は「香魚」の筆頭たる塾頭として明治五年まで史記、元明史略、国語、戦国策、文選、近思録、四書、略顔大成、八史略、水滸伝等多くの漢籍を読破している。⁽¹⁵⁾（尚、義雄は明治五年から六年にかけて、山国郷鳥居村にある式内社山国

神社の神職を務めていた。⁽¹⁶⁾

義雄が桂林塾で漢籍を読むかわら、はじめて近代西洋思想に接するのも明治五年から六年の頃らしい。きっかけは師田原の思想的变化である。田原は幕末尊王攘夷運動の群に身を投じており、桂林塾をおこした頃には「攘夷排外思想」を塾生に講じたらしい。しかし四年から五年にかけて、田原は、福沢諭吉の『世界国尽』訓蒙窮理図解』等に接し態度一変し、結髪を断って茶筌とし、大に文明開化を唱うるに至ったという。⁽¹⁷⁾ 義雄の明治六年八月二〇日の「金銭出納簿」に「五銭 学文ス、メ」という記事がある。⁽¹⁸⁾ 義雄はこれを京都で買い求めており、当時五年から九年にかけて発売された福沢の「学問のすすめ」一七篇の一部であろう。又、河原林家所蔵の書物にミル著、中村敬太郎訳の『自由之理』（明治五年二月発売）があり、この書物中に「協一校」の印が押されている。「協一校」とは小学校の事であり、明治五年学制発布にともない、五月一五日有隣館に一棟増築の上大野、比賀江、中江、塔、辻、鳥居の七ヶ村連合して比賀江小学校を開設、七年に「協一館」と改称されたものである。⁽¹⁹⁾ 田原が初代校長であった。（一八年一月まで在職） 義雄所蔵の書物に「協一校印」が押されている事は、田原と義雄との交流を通じて河原林家に所蔵されたものであろう。後述する義雄の自由民権運動参加の意識上の基礎はこの頃培われたといつてよい。

明治六年五月、義雄は京都市中に行き新町三条上る日本牧牛会社に入社する。⁽²⁰⁾ そしてこの後分社設置の社命を帯びて天田郡額田村に出張、さらに七年一月からと思われるが、但馬国城崎郡豊岡に行き日本牧牛会社の分社を設け、ここで牧畜業に従事する。⁽²¹⁾

明治八年四月、義雄は豊岡より大野村へ帰村する。この帰村は、同月、同村の野尻彦七三女久子（岩次郎妹）を娶っている事から見て、結婚を期に家族が義雄を村に在住させる事を意図したためかもしれない。この時の義雄は「埋

髪ニテ婦村シ、異様ノ感ニ村人注視ス」と「履歴書」にはある。⁽²³⁾「埋髮」は義雄の文明開化に対する意識の具体的表現であろう。即ち義雄は文明開化の解放の側面を「埋髮」に具現化させた訳である。

更に「履歴書」には、この後九年二月に大野村地租改正評価人に出され地租改正の村務に従事す、とある。但し義雄はすでに明治八年秋より地租改正の仕事に従事していた。『内外拾遺』という八年から九年にかけての「日記」によれば、⁽²⁵⁾八年九月二五日から三一日「出校凶引老人」とあり、十一月一日より二月二七日まで、三日間の休業を除けば、毎日村内の耕地測量、丈量を行い、その期間の半分程は夜十一時まで事務所に詰めて夜業を行なっている。明治九年二月、正式に評価人を選定された後も、一月まで耕地丈量や丈量の用員を雇入れたりしながら、評価人の仕事に没頭していた。

(一)

明治一〇年一月三〇日、鹿児島私学校生徒が草牟田村の火薬局、磯の海軍造船所を襲撃する。西南戦争の勃発である。この時義雄二七歳。すでに九年一月地租改正評価人を辞し、大阪上等裁判所書記局雇となるが、西南戦争勃発の少し前これを辞職し帰村していた。⁽²⁶⁾この月には後に大野村河原林益三の子權一郎に嫁ぐ長女富栄が出生している。

四月三〇日、旧山国東行隊員とその親族一六名が旧山国隊東行以来の勤王の素志を貫き西郷軍を討ちたいとして京都府知事榎村正直に出兵志願書を提出する。さらに同日、やはり旧山国東行隊員とその親族一二名が、「御闕下御守衛」即ち御所の警護を志願する。しかしこの時期すでに徴兵令により常備軍が成立しており、願書は「書面殊勝之志ニ候得共難聞届候事」と却下される。⁽²⁷⁾一方丹後地方においてはこれと反対の動きが惹起していた。原田久美子氏の研究によれば、三月、小室信介、沢辺正修、小笠原長考ら天橋義塾員が国事犯の嫌疑で拘留されている。彼等は鹿児島

士族に呼応して「西郷党ニ左祖」するつもりであつたらしい。²⁸⁾

このような動きの中で義雄は何を考え、何を行動せんとしたか。義雄の『履歴書』は明治十一年の時期を「京阪地方ニ遊ブ」とのみ記している。その通り、この時期の義雄の「日記」をみれば、彼が一〇年四五月、九月、一年一月と三度にわたり大阪、京都を往復している事がわかる。²⁹⁾ 義雄のこの時期の意識については様々な推測が可能であろうが、この他の史料がない以上推測は差し控えたい。

明治一二年三月一四日、京都府は郡区町村編成法に基づき「京都府管内郡区町村制」を公布し、従来あつた桑田郡を南、北桑田郡に分割し初代北桑田郡長に藤野斎を任命する。³⁰⁾

明治一二年三月一六日、義雄は藤野斎の推挙により北桑田郡役所雇を申付けられる。月俸八円である。³¹⁾ そして翌年三月二二日、さらに藤野の推挙により北桑田郡書記に任命される。一七等相当月俸一二円である。³²⁾ 一二年から二年間義雄はひたすら郡政事務に尽力していた。一三年一〇月二九日には、一二年全国的なコレラ病流行に際し職務として危険を冒し郡内予防に精動したとして京都府より賞詞を受けている(ただこの時義雄は河原林家の林業経営にも参画していたようである)。³³⁾ 明治一三年八月の『手許金銭出納簿』には八月二三日「金八百円井口代理加茂八ヨリ山手金ノ内受取入」二六日には「前川店へ山手金額渡ス」との項目がある。又、郡書記としての職務のかたわら一四年二月二三日には北桑田郡第三組(大野村外一六ヶ村)連合村会議員に当選、すぐに議長となつてゐる。³⁴⁾

一四年八月二五日、義雄は郡書記解職願を提出する。³⁵⁾ しかしこれは受け入れられず、九月二日には一七等から一三等に昇格し、³⁶⁾ 九月五日には学務係専務兼衛生係庶務係記録担当を申し付けられる。³⁷⁾ 九月一六日、義雄は今度は形を変えて郡書記辞職願を府知事宛に提出する。³⁸⁾ そして九月二四日付をもって義雄は郡書記を依頼免職する。³⁹⁾ 義雄は辞職の

理由として「稟性虚弱ニシテ平素多病ニ有之特ニ当春以来屢胃痛症ニ罹リ兎角回春之効ヲ覺ヘス、所詮日常筆算之職務ニ堪兼候⁴⁰」としているがこの理由を額面通りに受け取る訳にはいかない。その理由を述べておこう。

明治一四年秋、国内においても京都においても自由民権運動の昂揚は最高潮をむかえていた。とりわけ北海道開拓使官有物払下げ問題は国内の自由民権派の世論を沸騰させ、九月一〇日には板垣退助をむかえて大阪道頓堀の戎座で政談演説会が開かれ、その後近畿十一ヶ国の有志を中心に近畿自由党が結成されている。

義雄はすでにこの時期、書物、新聞により自由民権思想を学び、国会開設運動の情勢にも注目していたらしい。一二年七月二九日にはブルンチュリの『国法汎論』を京都市中の村上勘兵衛書店で購入しているし、⁴¹購入時期は不明であるが明治七年に発刊された竹中邦香著『民権大意』のメモも残している。さらに一二年七月頃『東京日々新聞』、一三年一〜三月まで鷗鳴社系の『東京横浜毎日新聞』を取り寄せていた事が知りうる。又、義雄が郡書記を依頼免職した直後の一〇月二日、太政大臣三条実羅の名で「国会開設の勅諭」が発表されるが、義雄はこの時期これをきれいに写し取っている。⁴²（尚河原林家所蔵、および義雄が読んだ事を確認できうる書物、雑誌、新聞の内、明治初年より二四年まで発刊されたものは、付表として本稿末尾に掲載）

以上のように義雄が郡書記を辞職した背景には、当時の沸騰する自由民権の世論があり、義雄はこの世論の波に何らかの形で呼応すべく郡書記を辞職したのではあるまいか。⁴³（義雄は生涯胃痛を持病としており、「平生病氣がち」というのは全く間違いとはいえないが。）

(1) 山國隊の詳細な研究には、水口民二郎『丹波山國隊史』、仲村研『山國隊』がある。参照された。

(2) 水口前掲書 四七三頁。

- (3) 河原林家文書中、「慶応四年初春」の「長谷川利親選。河原林正親名付判断書」なるものがあり、義雄はこの項正親と自称している。いづから通称の義雄となつたか不明であり、本稿では義雄のまま呼称していく。
- (4) 「慶応四年八月 湯浅和兵衛棒術中極位免証」。
- (5) 毛利筑前の家士。暮末久坂玄瑞等と共に京都にて公郷工作に従事す。元治元年藩佐筆役兼密用方^長に爲る。明治後『太政官日誌』、『復古記』、『明治史要』の編纂に当る。後貴族院議員。
- (6) 明治三七年版『北桑田郡誌』一六〇頁に、義雄の履歴があり、その中に「京師ニ詣り交ヲ各藩ノ士ニ結フ就中河内山半吾^長藩ト尤モ好シ」との記事がある。河内山は父安左衛門と親交のあつた長州藩士であるが、義雄が長松の従者となつたのは河内山の周旋によるものかもしれない。
- (7) 安左衛門の「日記帳」は四冊からなり、慶応四年正月十日より明治二年一月二十八日まで記されている。これにより「親兵組」の行動がわかる。
- (8) 「河原林安左衛門 日記帳 四番」の三月二日の項及び「日記帳」所載の「勘定覚」の三月二日の項。
- (9) (10) 「河原林義雄 履歴書」河原林家には義雄が書いた六種類の「履歴書」と長男象三氏がそれらをまとめた「履歴書」がある、前者の内容はすべて同じではないが、以下「履歴書」として一括して呼称する。後者は象三氏の名前をとり「履歴書(S)」とする。
- (11) 支峰は明治一〇年頃までには京都滞っているが(正確な年数は不明)帰京後義雄と盛んに交流を行なっている。又義雄の漢籍の素養は漢詩の「草稿」(河原林家交書)をみても卓越したものがあつた、この話は事実であらう。
- (12) (23) (31) (32) (35) (36) (37) 「履歴書」(S)
- (13) 「明治二年 大野村戸籍」(大野村区有文書)
- (14) 「京都府北桑田郡誌」六九七頁。
- (15) 「桂林舎 塾中漢籍」(河原林家文書)。
- (16) 「明治五年大野村戸籍」に義雄の身分として「式内山国神社社人」とあり、明治六年一月五日の「河原林義雄家 手続書」の末尾には「山国神社神職 河原林義雄」と記されている。勿論山国神社専属の神宮ではなく、神社宮座によって選ばれた神社の世話役程度のものであつた。
- (17) 「京都府北桑田郡誌」六九八頁。
- (18) 「明治六年自第七月至 金銭出納簿」(河原林家文書)。
- (19) 「山国読本」九八頁。「北桑田郡誌・近代篇」一六五頁。

- (20) 「新町三條上ルル牧牛会社 日勤止宿之記」(河原林家文書)。
- (21) 義雄が急に牧畜業に従事する理由は明確ではないが、この頃山国郷に牧牛会社の山国分社があった事に関係しているだろう。註②の史料の六年五月六日の項に「河美次(河原林美次)之來社、山国分社事件相談シ」という記述があり、さらに河原林家には安左衛門の筆からなる「明治七年牧牛商會売買金勘定帳」義雄の弟信威が京都府知事にあてた「明治七年四月 牛馬売買御鑑札下ケ渡願」がある。とすればこの頃一時期河原林家では牛馬売買の商売を行っていたのであろう。
- (22) (24) (26) (33) (34) (39) 「履歴書」。
- (25) 「明治八年 内外拾遺」(河原林家文書)。
- (27) 「西南出兵御願書」(山国護国神社所蔵文書)。
- (28) 原田久美子「民権政社の展開過程」(『資料館紀要』創刊号 五六―五七頁)。
- (29) 「明治八年 拾遺」(河原林家文書)。
- (30) 『北桑田郡誌・近代篇』七頁。
- (38) (40) 「明治一四年九月一六日 河原林義雄辭職御願」(河原林家文書)。
- (41) 「明治一二年三月 拾遺」。
- (42) 同右 七月八日の項。
- (43) 一三年二月二六日付東京横浜新聞社東京本局より一三年一―三月分新聞代金請求の葉書。

三 自由民権運動への参加

(一)

京都府下では明治一〇年代各地で自由民権運動が開始され、一三、四年の頃には各郡で自由親睦会がもたれる等多様な運動が展開されていた。¹⁾

義雄の地元北桑田郡で自由民権運動が開始されるのは丹後、山城各郡より遅れ一五年に入ってからである。「府下北桑田郡の近況」と題する『京都新報』一五年四月三日の記事は次の如く伝えている。

当地人民は未だ自由の貴重すべきを知らず、纔に五、六の有志者あるのみ。嚮に同盟して懇親会を催し自由民権を發達せんと欲し先づ北桑第一自由懇親会を本年二月に周山校に開設せり。有志會員百余名。南桑の有志者來會し、諸氏交も立って思想を演話し、ヒヤヒヤの聲堂を動せり。続て第二回は近々開設の手續にて有志者奔走せり。郡中何地も又少しく迷夢を破り各所に懇親会を開けり。……

義雄の名はないが、彼は当然この自由懇親会に参加、そして主導した一人であろう。その事は第二回目の自由懇親会の状況より推察できる。第二回目は、五月一四日、弓削村の博習校で開かれ、會員七十余名が参加し、政談、學術等の演説討論をした。そして今後は郡内を南北に分離して懇親会を開く事とし、七月の懇親大会まで「同盟結社簿」をつくる事、委員總代として「河原林某」とする事、を決めている。⁽²⁾この「河原林某」は、その後の運動の展開状況を考えれば義雄か、同じ村の河原林益三以外に考えられない。そして運動上における義雄と益三の關係からすれば、益三は常に義雄の後位にあり、「河原林某」は義雄と考へてまず間違いない。

明治一四年一〇月国会開設の詔勅發布以降時期は不明であるが、義雄は山国郷内に「人心確一」を目的にした山国諮詢会を設け、会長に就任していた。その事は次の史料で確認できる。⁽³⁾

山国諮詢会ノ緊要ナルヲ述フ

抑集会ハ愛國ノ緊要ナル器ナリ。虫ハ木中在テ木ヲ喰、或ハ口ノ中ニ在テ青天ヲ不見ルモアリ。人苟モ家ヲ造、米麦ヲ喰、逸居シテ交通不致モ亦虫ト云モ不可ナラン。依之之ヲ見レハ山国諮詢会ヲ盛ンシ、精神心意ノ在ル所彼此相互ニ交換シ、氣脈ヲ確一シ、

一郷及北桑ニ連絡シ結果ヲ得ルコト国会開設ノ日ヨリモ早キコトヲ確認ス。先回諮詢会ナルモノ瓦解説ヲ吐露スルモノアリ。砂少ノ贊成者アリ。勝敗不決。將ニ互解セントス。幸ニ寿男老ノ繼續議論勝テ^(不明)リ再ヒ青天ヲ抑クニ至リ、比幸福少ナキトセン。若然ラス、シテ瓦解主義ノ世トナレハ結果ノ術ヲ見ルコト闇夜ニ太陽ヲ望ムニシカス。可賀可祝。北桑ノ盛ナル今日ヨリシテ有リ。野生聊諮詢会ノ再振ヲ祝スト然云。乍恐縮御贊成ヲ乞フ。

会長 義雄殿

會員 益三

この山国諮詢会の具体的内容は不明であるが河原林益三の文面からして郷内における自由民権結社の様相をある程度もったものであろう。義雄はこのようにして山国郷及北桑田郡において自由民権・世論の浸透に努力していた。

義雄が全国的な自由民権運動の活動、具体的には自由民権政党である立憲政党の黨員として活動を開始するのは明治一五年五月立憲政党遊説員城山静一の北桑田郡来訪をきっかけにしてである。

立憲政党は明治一四年一二月近畿自由党を解組して創立されたものであり、総理は中島信行、主な黨員として古沢滋、沢辺正修、小室信介、新井毫、小島忠里、城山静一、土倉庄三郎等がいる。本部は大阪におかれた。

明治一五年四月三〇日、山城綴喜郡三山木村に設立された南山義塾の開校式に総理中嶋信行等と共に出席した城山静一は、ここで奈良大和地方に行く中島と別れ、丹波、丹後、若狭への遊説へ旅立つ。五月一日京都―二日船井郡園部―三日同郡須知村―富田村、四日須知村―六日園部の行路をとり、各地で懇親会を催し七日船井郡立憲政党员河村俊二郎と共に園部より狹隘な道路を通り北桑田郡周山に入っている。この日夕方周山に着いた城山の言によれば、旅亭で晚餐もおわらぬ内「当郡屈指の素封家」河原林義雄、井花安兵衛、内牧治太郎、内牧康太郎、野尻岩次郎、中島

小平太等が来訪し、午後八時よりその旅亭で四二名を集めて親睦会を開いている。この親睦会の状況を記した「日本立憲政党新聞」(以下「日本」は省略)の記事は、城山の巧みな演説(当時城山は立憲政党员の中でも演説の名手として有名であった)と参集者の関心の内容を示していて興味深い。⁽⁸⁾

(前略)却説親睦会の坐定まるや、諸氏先づ生が席上の演説を望む。困て生は「興国の規模」を説き、次て「立憲政体の正解」を演述したりき。大に満坐の感触を与へたる様子にて就中「今日我党の聖勅を奉じ真正なる立憲政体を立んことに熱心し、幸に比主義の勢力を満天下に得て眼中殆んど一の反对者あるを見ざるに至りたる所以のものは、抑も諸君が親戚朋友なる義烈の士が維新の際国事に尽力し、財産は勿論或は父母に別れ、妻子を棄て生命を大義の為に擲ちたるの種子に因て生じたる所の結果にあらずや。然らば則ち諸君は何ぞ進んで比結果を拾収し本末を成し終始を全うすることに勉めざる可けんや」と云ふの一段に至っては坐中更に感激し、或は流涕自ら禁ぜざるに至る者ありたり。暫くして又た更に宴席を張り、或は我党员中重立たる人々の履歴を聞んと謂ふ者あり(時に中島、古沢、土倉諸氏の略履歴を述べ。或は勲業の説を聞んことを望む者あり(生が実歴せし養蚕の説を述べ)て談論数刻歎を尽して散会したるは殆んど四時半、鶏鳴曉を報ずる頃なりき。

城山は旧山国隊が国事に奔走した例をもち出し、巧みに北桑田郡名望家層の関心をひきだした訳である。(尚城山は旧山国東行隊々長藤野斎にも会おうとするが、藤野は会わなかつた。)翌八日、義雄は城山に対して立憲政党加入を申し込ん
てゐる。⁽⁹⁾

八日朝より有志者の重立たる人々続々旅寓に訪来り、即坐到我党中に加盟を請ふ者五名あり。熟れも成な屈指の素封家にて殊に河原林義雄氏は当郡中の名望家なるが、来る十四日には更に当郡有志者の懇親会を開き、我立憲政党の主意を以て先づ一団結を整え、然る後我党に同盟することに決意し、且つ来る廿五、六日迄に必ず出版して万事本部と打合せべき心算なりとぞ。

この記事の通り、その後義雄が大坂へ赴いたか、そしていつ正式に入党したかは記録がないが、ともかく義雄はその後入党している。北桑田郡内で義雄と共に入党した事が確認できるのは前述した野尻、河原林益三、井花安兵衛（以上三名大野村）中島小平太（神吉村）である。⁽¹⁰⁾

(二)

立憲政入党後の義雄はいかなる政治活動を行うか。義雄は、明治一五年の頃は、田畑山林所有合計八九町七反九畝二歩（地価金合計二六七円三錢三厘）⁽¹¹⁾郡書記を辞職した後山国郷一帯で林業経営を営む北桑田郡きつての名望家層である。（明治一五〇六年の義雄のメモには、自己の身分を「大川組社員」としてある。「大川組」とは近世以来の山国郷、黒田郷一〇ヶ村の材木商人の組合である。「社員」とあるが別に「社長」がいるわけではない。）又、一五年七月一日にははじめて北桑田郡選出府会議員に当選し、府会議員としての活動もはじまる。したがって沢辺正修や小室信介のように全生活を傾けての自由民権運動奔走家にはなりえない。又、国会開設運動を経ないで、つまり国会開設の詔勅発布後に自由民権運動に参加する訳であり、当然立憲政党政での役職もない。義雄がなした事は、第一に立憲政党政、とりわけ機関紙「立憲政党政新聞」（一五年二月一日創刊）への資金援助、第二に諸集会への参加及び民権家諸士との交流である。

第一の点について述べよう。「立憲政党政新聞」は創刊の頃より経営難に喘いでいた。この経営難の状況は原田久美子氏、岡満男氏により一定程度明らかにされているが、⁽¹²⁾河原林家に所蔵されている『臨時総会議事提要』なる史料も状況の一端を知らせてくれる。全部を紹介する事は出来ないが、重要点を次に要約してみよう。

明治一五年一二月一五日、立憲政党政は新聞の経営維持を主要な課題として本社において臨時総会を開いている。出席者一九名で中嶋信行、岡崎高厚、小室信介、山下虎之助、東尾平太郎、桜井徳太郎、瀬川正治、岡本新六、菊池侃

二、城山静一、沢辺正修、和田彦次郎、中川光実、市嶋行三、善積順蔵、小谷広吉、草間時福、河津祐之、加えて義雄の義弟野尻岩次郎である。ここで新聞経営を維持する事、その方法は維持委員に一任する事を決定する。ついで翌一六日維持委員会を開き、将来五十円以上を出金するものを維持委員とする、維持委員は一六年一二月限りとする、当今の負債高千三百円は一時維持委員より借り入れ、若し比分で不足の分は来年の予備金より補充する、来年初頭募集迄の間は家屋を抵当とし一時補欠とする、新聞社員兼派出員は本日限り一旦解任する、等を決める。

以上のようにこの総会及維持委員会は、新聞社の経営維持を最優先課題として設定し、そのための徹底した合理化と資金獲得が討議された訳である。

この史料には明治一六年予備金負担を約諾した一五名の人名が書き記されており、最高額二百円支出を約諾した一〇名に「河原林義雄外二名」の項目がある。「外二名」は大野村の野尻岩次郎、河原林益三である事はまず間違いない。義雄らがすぐに資金援助をした事は同年一二月二四日、会計長沢辺正修より義雄、益三、野尻三人にあてた「金百円」の領収証よりわかる。一六年三月一五日、立憲政党が解党した後、立憲政党新聞は、持主という事で沢辺正修が経営にあたるが義雄はこの時期も資金援助をしていたらしい。即ち一六年四月二四日、岡崎高厚、沢辺正修は義雄、益三、野尻に書簡を送り、四月一六日新聞条例改正により保証金納入が必要のため五月五日まで送金願いたいと訴えている。恐らく義雄はこれにも応じたらう。義雄はこの外、一五年一二月の「福島事件」で逮捕された河野広中の家族にも救援資金を送っている。即ち河野等六人の刑が確定した後の一六年九月二三日、「立憲政党新聞」は草間時福、沢辺正修を発起人総代とする河野広中家族救援依頼の広告を掲載するが、義雄はこれに応じたらしく、二二年二月大赦により出獄した河野より四月五日付で礼状をうけとっている。

第二の点、即ち義雄の諸集会への参加及び民権家諸士との交流であるが、義雄が参加した集会の最大のものは、一六年八月二〇日の大阪中ノ島自由亭での関西大懇親会である。この会合にはヨーロッパから帰国したばかりの板垣退助をはじめ北は静岡、南は熊本まで各府県の民権運動家が参加し京都府からは義雄、野尻、山城久世郡淀町の大野重昭が参加している。¹⁸おそらく義雄が板垣を見るのはこの日が始めてであつたらう。義雄は板垣参加のこの会合を北桑田郡名望家層にも宣伝したらしく、八月七日付周山村川面文之進より義雄宛の葉書は、義雄の報知により同郡弓削村、宇津村に宣伝したという事と、参会したので取り計らっていただきたい、と書いている。その他、河原林家文書中には立憲政党的の集会をはじめ諸集会の参加依頼状が散見する。自由民権関係の諸集会に限れば、一五年一月には府県有志懇親会員松波宏祚より一六年二月一日東京で開催の全国府県会議員懇親会参加依頼状、一六年二月一〇日には岡崎高厚、沢辺正修より三月一五日の立憲政党的員総会（これは解党的の総会である）出席依頼状、九月一〇日には「北桑自由親睦会総理」内牧治太郎より一六日鶴ヶ岡村での北桑自由親睦会出席依頼状、一七年七月二日には船井郡須知村前田英吉、田中半之丞より七月二七日須知村での憂国志士懇親会出席依頼状等がある。²⁰しかしこれ等の集会に義雄がどの程度参加したかは不明である。

また義雄はこの時期（一五〜一九年）民権運動に参加している多くの人物と交流している。河原林家所蔵の書簡、葉書によりその交流範囲を知りうるが、京都府では同郷の野尻岩次郎、河原林益三を別にすれば綴喜郡立憲政党的員伊東熊夫、久世郡交詢会員菱木信興、他府県では立憲政党的員である群馬県の新井毫と最も親交があつた。このほか他府県人の民権運動家で義雄と交流のあつた人物に中島信行、法貴発、城山静一、岡崎高厚等がある。²¹

さて自由民権運動史上、一四年と並んで一つの時期を画するのは一七年である。この年には群馬、加波山、秩父事

件の所謂「激化諸事件」が連続的に発生し、一〇月には自由党が解党する（立憲政党はすでに一六年三月解党していた）。義雄はこの事態に何を感じたか。この事を推察しうるのが、次の史料、即ち立憲政党において懇意にしていた新井毫からの一七年一月二七日付義雄、伊東熊夫、菱木信興宛の書簡である。⁽²²⁾ 長いが煩を厭わず紹介しよう。

前文抛略

関東地方ハ夫ノ茨木、埼玉ノ事件発生、一時ノ動搖激烈ヲ極メ、其危険ナルハ到底筆舌ノ能ク状シ得ル処ニアラズ。就中小生ノ如キハ彼我（先便ニ所謂激漸両派）ノ中間ニ立テ万事ヲ処理スルガ如キ情状有之。殆ント風前ノ燈火ト其形勢ヲ同フセリ。幸ナル哉、関左ノ一派ハ着実平和ノ方向ヲ抱持シ、生ノ意見ニ同意ヲ表シタレハ、固ヨリ政府ノ嫌疑ニ陥ル可キ場合ニモ至ラズ。死地ニ接シテ安全ヲ得タリ。小生常々社会ニ向テ公言セル如ク、寂寞平和主義ヲ固執スルノ故ニ、玉地出發前諸君ニ約セル如ク帰東後モ平素ノ微志ヲ貫徹センガ為メニ勉メテ温厚ノ議論ヲ主張シ郷国同感者ノ客氣ヲ鎮制シ、将サニ其迷路ニ陥ラントスルノ人々ヲ醒覚セシメテ其夢裏ヲ脱却セシムルヲ得タリ。之レガ為メカ山田、南勢多ニ接スル諸郡ハ格別ノ暴害ニモ遭遇セズ、一家門無事ニ相凌キ候間乍憚様御休神可被下候。

話頭一転這般ノ朝鮮事変ハ実ニ意表ニ出テ今後如何成行ク可キ乎ハ之ヲ予義スル能ハズト雖モ、相手ハ到底因循ナル北京政府ナレバ漢城談判モ例ノ曖昧模糊ノ懸引ニ掛ケラレ、如何ニ機敏ナル行務官モ兎モ角モ数日時ハテコソツル可キコトニ存ズ。愚考スルニ我日本人モ東洋ノ弊風ヲ破棄シテ社会万般ノ事物ヲ欧化セシメントナラバ、日本国ハ陳腐ナル孔孟主義ノ奴隸国ニナラザルコトヲ万国ニ向テ証明センガ為メニ一度支那国ト開戦致候方将来我日本国ノ独立ヲ維持スルガ為メノ最好手段ナル乎ニ存候。諸君ノ高考果シテ如何。関左地方何地モ人心奮興、日夜漢城ノ報道ノ来着鶴首待チ居ルノ情勢ナリ。近畿景況如何。市中ノ諸物価及ヒ輸出品ハ洋相場ノ変化高低其程度ヲ失ヒ、為メニ各商人恰モ狂スルニ似タリ。生糸ノ如キハ尤モ直接ニ利害ヲ感シ一勝一敗恰モ戯戦ノ如シ。下田本村ノ末広元社及ヒ拙店等ハ多少利益有之。商人ノ話ニヨレハ実ニ二三、四年以来ノ変化ニテ愉快々ナリト申居候。之

レガ為メカ地方細民ノ苦情モ一時立消、幾分カ事前ノ平和ヲ来ス可キノ状況ニ傾ケリ。大学事件ハ己ニ其準備如立候カ長薩両藩共ニ造出学校設立ノ趣、是モ種々ノ事情アル由ニ御座候。我改化主義ノ人々モ学校設立ハ一日モ怠ル可ラザルコトニ存候。中央政府ノ内情モ種々巷説アレトモ何レ好便可申陳候。先関左事情及ヒ我郷国平安ノ報知迄。余ハ来年朔月沢辺氏東上ノ趣ナレバ其際詳話可致候。

早々頓首

十二月廿七日

新井丹岳

伊東熊夫様

河原林義雄様

菱木信興様

新井毫の書簡は、①「茨木、埼玉ノ事件」即ち加波山、秩父事件について、②甲申政変について、③市中の諸物価及び輸出品の相場の問題、④同志社大学設立問題、の四点にわたって述べたものであるが、注目される点は勿論①、②である。①について新井は、「平和主義」「温厚的ノ議論」により上州人の鎮制に努めた、と書き、②については、日本が「陳腐ナル孔孟主義ノ奴隸国」でない事を万国に証明するためには「一度支邦国ト開戦」が必要であり、その事が日本の独立を維持するための最高手段であると書いた。②の論調は当時の民権家知識人の一般的論調である。

この書簡に対し義雄がいかなる意識をもったかは、勿論不明である。しかし明治一七年の激化諸事件のような「過激」な方法を良しとせず、「平和主義」「温厚的ノ議論」により民権の振張に努めるべきだとする新井の論は、義雄にと

うて恐らく異論はなかったであろう。後述するが、二二年義雄が伊東と共に京都府民党地方政社交話会を創設した際、その「趣旨書」で「暴民的破壊主義」を排し「平和秩序的方法」により民権の伸張を企図するとしたのは、この激化諸事件の事が意識されていたと考えてまず間違いなからう。²³（ついでに触れるならば、義雄は一五〇六年の頃『備忘録』と題して書物、新聞の要約メモを残しているが、この中でロシア虚無党は害悪あるものとする「立憲政党新聞」の記事、社会主義の過激、非倫理性を説いた「大東日報」の記事を抄録している点が印象深い。）

さて一〇年代後半の義雄については府会議員としての活動及彼の経済活動にも若干触れねばならない。元来几帳面な性格の義雄は、府会議員在中、丹念に議案のメモを残している。義雄が一〇年代後半の府議会で活躍したのは特に材木業の知識を生かしての材木筏税率の是正であった（一六、一七年の郡部会）この他義雄は様々の問題で発言しているが、義雄の重厚味ある演説は当時定評があったという。²⁴義雄は一九年一〇月一五日、常置委員に就任している。²⁵

義雄はこの府会議員としての活動の一方、一六年末から専ら経済活動に邁進していた。一六年一〇月義雄は同郡の牧磯五郎、初田利兵衛、河原林益三、野尻岩次郎等山林地主と共に発起人となり、丹波材流通のための金融機関として北桑融通会社（資本金二万円）を創設する。²⁶設置場所は、一六年一月一五日付の北桑田郡神吉村の後宮力よりの封筒の表に「北桑田郡大野村河原林義雄宅ニ而北桑融通会社仮局御中」にあるから、²⁷一八年比賀江村に設置されるまで義雄の家がしばらくの間会社場所として使用されたのであろう。同社は一八年一月一八日株主総会を開き、²⁸二二日義雄は社長に就任する。²⁹（開業式は二月一日）一八年一月から二月にかけて、義雄は毎日のように出社していた。³⁰義雄はさらに、北桑融通会社発起人前記四名と梶谷寛二郎、加地敬輔を加えた六名とともに二〇年、丹波材の山方直売店として大堪川の下流にある葛野郡下嵯峨村に合資嵯峨材会社を設け社長に就任している。（嵯峨材木会社の株式募集

は五月⁽³¹⁾、義雄の社長就任が六月一二日⁽³²⁾、開業式は九月一五日である⁽³³⁾。
 一七年から二〇年までの義雄の主な行動はこの府会議員と二つの会社の経営に関する行動のみしか史料的に知る事ができない。義雄が国政参加に向けての運動を再開するのは二〇年末からである。

- (1) この詳細は原田久美子「京都の自由民権運動」(週刊紙『京都民報』に一九六九年一月九日付より一九七〇年二月二〇日付まで五三回にわたり連載)参照。
- (2) 同右(『京都民報』一九七〇年六月七日付)。
- (3) (14) (15) (17) (19) (20) (22) (27) 河原林家文書。
- (4) 立憲政党そのものままとまった研究は未だないが、当面の所次の論文が触れてある。鈴木祥造「自由民権運動と大阪」(『ヒストリア』二号)、高橋信司「大阪における自由民権運動」(『社会科学論集』九号)、高梨光司「大阪の民権運動」(『上方』二五号)、原田久美子「日本立憲政党決議録井出金表」(『日本史研究』一三二号)、同「沢辺正修評伝」(『資料館紀要』三三号)、岡満男「日本立憲政党新聞の三年七ヶ月」(『評論社会科学』九号)。
- (5) 「立憲政党新聞」一五年五月三日付。
- (6) 同右 五月一日付。
- (7) (8) 同右 五月一四日付。
- (9) 同右 五月一七日付。
- (10) 「立憲政党員名簿」(『明治史料』第三集所収)。
- (11) 「雑纂」(河原林家文書)。
- (12) 「明治一五年々一六年 備忘録」(河原林家文書)。
- (13) 原田久美子「沢辺正修評伝」。岡満男前掲論文参照。
- (16) 「立憲政党新聞」一六年九月二三日付。
- (18) 「自由党史」(中)三一七頁(岩波文庫版)。
- (21) 尚、民権家ではないが、一六年頃より同志社の新島襄、その義甥新島公義とも交流を行なっている。一七年一月二二日には新島襄に会

い、同志社大学設立について相談をうけている。

先夜者御来会被下御蔭ヲ以テ諸事都合宜相運ひ千万難有奉謝候。其節御約束申上候専門校創立見込書写字版ヲ相写シ御送呈申候間御意見御加入之上小生方迄御送致之程奉希候。右此大意如此候也。早々頓首

一月廿三日

新島襄

河原林義雄様

写字甚不分明ニ有之候間何卒御察読之程奉希候。

河原林家には「一七年四月」の「同志社英学校設立始末」の写（徳富猪一郎の朱書が添えられている）及「同志社法律専門校創立見込書」が所蔵されている。後者はこの時新島より送られたものである。又義雄は、この頃安本勝二より「貴地」での同志社卒業生教員雇入の依頼をうけている。（一七年二月二十八日付安本より義雄宛葉書）。

(23) 義雄は当然朝鮮問題にも関心があり、一五年七月の壬午事変以降の新聞記事・論説を多数抄録している。（明治十五年、十六年 備忘録）。

(24) 「京都府議會歴代議員録」河原林義雄の項。

(25) 「履歴書」。

(26) 藤田彰典（叔民）『近世木材流通史の研究』五六〇頁。

(28) (29) (30) 「明治一八年一月北桑融通会社社日誌」〔河原林家文書〕。

(31) 「日出新聞」五月二十六日、二十九日付。

(33) 同右 八月二日付。

四 京都府下民党運動の指導者として

(一)

明治三二年二月一日の大日本帝国憲法発布、衆議院議員選挙法の公布は、義雄等地方名望家層の国政参加への期待感に現実性を付与する事になる。憲法発布一週間後の二月一八日綴喜郡八幡町の奥繁三郎は、「憲法発布ト云ヒ、議員選挙法ノ頒布ト云ヒ、弥々何カ為サザルヲ得サル時来レリ」と義雄に書き送った。義雄等にとって究極の目的は不

明であるにしても当面為すべき「何カ」ははっきりしている。二三年七月の第一回衆議院議員選挙を射程においての京都府下人心の政治的組織化である。二二年末より義雄は伊東熊夫等と共に府会議員を中心に民党政社話会を創設するが、その事を述べる前に、まず二一年の義雄をめぐる二つの注目すべき政治的動きに触れておこう。

一つは、義雄が二〇年二月から翌年二月にかけて全府下にわたって展開される地租軽減運動を主導した事である。二〇年二月二〇日郡部選出府会議員二〇余名が社交場京都倶楽部で「殖産上の事」で懇談した際、地租軽減の事に話が及び、地租軽減建白書を元老院へ提出する事に話がまとまる。²⁾この府会議員中に義雄、伊東熊夫、西垣虎吉(熊野郡)がいた事は確実である。この運動は各郡府会議員が印刷された建白書を各郡各町村に配布し、そして署名が集められるが、結果的には翌年二月運動は失敗に帰する。即ち、二月一五日京都府下一八郡総代が京都に集合し請願の手續をする筈であったが、当日集合した郡総代は山城地方では久世、乙訓、綴喜の三郡、丹波地方では北桑田郡、丹後地方では熊野郡、即ち五郡の総代のみであった。したがって一八郡中三分の一にも及ばなかったため、「到底目的を達しがたし」として一先ず署名書は署名者本人に返却される事になる。³⁾この結果、「減租建白趣意印刷物」は郡毎に取り纏められ焼却される事になる。

ところで義雄等がこの時期この運動を主導した意図はどこにあったか。背景には二〇年末の全国的に昂揚する三大事件建白運動がある。京都府でも、二〇年一月、国約憲法、地租軽減、外交の回復、言論集会の自由を要求する三大事件建白運動が展開されている。しかしこの運動の担い手は京都上・下京区の代言人等知識人、壮士が中心であり、郡部の豪農層はわずかしか参加しなかった。⁴⁾義雄等の地租軽減運動は全国的な三大事件建白運動の時流にのりながら上、下京区の知識人壮士層の運動とは別の次元で、地租収奪の重圧のみを解消しようとしたものであろう。さら

にもう一つの意図としては、かつて拙稿で史料を提示した如く、地租軽減という誰もが支持しうる課題をたてる事により、この運動の延長線上に政治的結社を創設する事も考えられていたであろう。

二一年中のもう一つの注目すべき政治的動きは、旧立憲政党员古沢滋が自治党設立の意図のもとに義雄に接触する事である。この接触は、古沢が五月井上馨の近畿遊説に同行して京都に來た時になされる。結論的にいえば、義雄は自治党設立計画には乗らなかつた。ただ関心だけはあつたらしく、義雄は二一年中にモッセの「自治制講義録」を購入している。自治党設立計画には、旧立憲政党员では古沢の他に、奈良県の土倉庄三郎、義雄と親交のあつた新井毫も関係していたらしく、今後古沢を媒介にしての井上と旧立憲政党员の人的關係の究明が必要であらう。

二一年末、義雄は伊東熊夫と共に交話会という政治結社を創設する。交話会は翌二二年三月二四日政社となる。義雄が伊東と共に創設の中心人物であつた事は、政社発足以前の三月一五日伏見俱樂部での交話会談話会で義雄が交話会沿革を演説している事、政社発足以前の会務の場所が下京区柳馬場四条下ルの義雄の京都での寓居と、伊東が社長である山城製茶会社及伏見銀行であつた事、より知る事ができる。義雄は三月二四日の政社発足総会で最高の役職である幹事に就任する。因みに他の幹事は伊東熊夫、西垣虎吉、久世郡菱木信興、与謝郡小松九郎右衛門、上京区梶原革也である(梶原を除き府會議員経験者)。以後義雄は「本部全体ノ事務ヲ処弁」する幹事として交話会の組織運営の中核たる役割を担つていく。

この時期交話会の政治意識の基盤は徳富蘇峰の「平民主義」||「田舎紳士論」であり、義雄の政治意識の基盤もそれであつた。蘇峰の「田舎紳士論」は、生産に従事する豪農層を政治の本来的でない手とする一方、「無産者」の政治参加の限界をも説いたものである。(尚「平民主義」といっても、民友社に集る人々、例えば竹越与三郎、山路愛山等種々異

なつた「平民主義」の意味内容があり、以下で使用する「平民主義」はあくまで蘇峰のそれであり、しかも「田舎紳士論」に限定してある。交話会の場合、その「趣旨書」が「田舎紳士論」の具体化である事はすでに拙稿で述べたが、その他に二二年八月一日発兌される交話会機関誌『良民』（発行兼印刷人野尻岩次郎、編集人上林敬次郎）が「国民之友ノ体裁ニ做フタルモノ」であつた事によつても示す事ができる。義雄の場合、二一年から二四年まで『国民之友』を読んでいるという基礎的事実（河原林家には『国民之友』一七〇一七号が所蔵されている）があるが、この他に義雄の政治意識の基盤が「田舎紳士論」である事は、義雄、野尻が中心となり二二年三月一日第一号を発兌する絵入論説新聞『京都日報』によつても示す事ができる。『京都日報』第一号はその「社説」で、「平民主義」を基礎に「平和秩序的方法」により「政治」「殖産」の進歩改良をはかる事が本社の目的である、と訴える。そして第一面に蘇峰の祝辞を三段にわたつて掲載する。したがつて他新聞は『京都日報』に対して、「吾人ハ其の主義の酷だ国民之友に肖たるを感ずるのみならず其句調語法の如きも亦大に相類するものあるを見る（毎日新聞）、「民友社と相結托するもの如く、初号にハ徳富氏の寄書を載せ且つ社説及び雑報の重なる文章ハ徳富流に似て華やかなり」（改進黨新聞）と評していた。⁽¹⁵⁾尚、二二年七月一日付菱木信興、梶原革也より義雄、野尻宛書簡によれば、『京都日報』は「内閣其他ノ情況」⁽¹⁶⁾即ち中央の状況を民友社からの報道に依拠していたらしい。

『日出新聞』二二年一月二〇日付の記事によれば、『京都日報』の創立委員は富田半兵衛、畑道名、伊東熊夫、古川為三郎、岡本治助、木村与三郎、梶原革也、相談役として義雄、野尻、堤弥兵衛、河村清七、小島定七、朝尾春直、中安信三郎であつた。⁽¹⁷⁾しかし義雄、野尻が同社の経営の中心であつたらしい。その事は、一つだけ事例を述べるならば、二二年四月一二日大阪朝日新聞社技師小永井天橋が、自分を『京都日報社』に採用せよとの依頼状を義雄に送つ

ている事からも知りうる。この後二三年五月には義雄は同社の理事長になる（河原林家には『京都日報社』経営に関する多数の書簡があるがここでは紹介する紙数がない。尚『京都日報』は経営不振により二四年二月に廃刊になる）。

さて交話会での義雄の行動であるが、野尻や菱木がさかんに遊説を行うのにくらべ、二二年九月まで同会の活動を知りうる史料の中に義雄の名を見出しえない。一〇月六日の交話会総会において、義雄は幹事として同会の活動報告及決算報告を行っている事からみて、三月以降彼は同会の内務に尽力していたのであろう。²⁰

ただ義雄は、九月以降の京都府下での大隈条約改正反対運動では交話会の渉外の仕事に活躍する。八月初旬、交話会はおりからの大隈条約改正に反対の意向を決める。そして安田音四郎起草の中止建白書案をもとに、一五日以降伊東、野尻が丹波、丹後地方、菱木、梶原が山城地方各町村を巡回遊説して建白書調印をとりまとめる。²¹この建白のため東上するのが義雄である。一〇月一七日、義雄、伊東、梶原は一九〇余名連署の非条約改正建白書を元老院へ提出のため、京都府庁に出頭し進達方を願ひ出る。²²さらに二三日、義雄は、交話会の条約改正中止建白について元老院議員に面会して陳情の爲め菱木信興と共に東上している。²³その他、大隈条約改正反対の示威のため開催される九月一日の関西有志懇親会²⁴では交話会の委員としてその成功のため尽力する。

二二年中の義雄はこのようにして交話会の運営に活躍していた。²⁵勿論府会議員としての活動、北桑融通会社々々、嵯峨材木会社々々長としての経済活動を同時に行っていた事はいうまでもない。

(一)

二二年が過ぎ二三年になりいよいよ第一回衆議院議員選挙が間近に迫ってくる。しかし交話会幹事義雄にとって選挙戦前になさねばならぬ事があった。即ち前年一二月に分裂した大同倶楽部系政社生民会の脱会者をいかにして交話

会の隊列に加えるかという事である。生民会は、二二年八月綴喜郡の西川義延が中心となって創設したもので、京都府下自由主義の政治結社のよせあつめ組織であつた。例えばこの会は何鹿郡鹿鳴会（福井矢之輔、大槻理三郎、片岡健之助）、船井郡同友会（田中半之丞、谷紀白、山下虎之助）南山自主会（西川、奥繁三郎）、相楽倶楽部、そして植島幹、溝口市次郎等京都市内在住の人間により構成されていた。生民会は一二月郡部の名望家層と京都市内の代言人・壮士との感情的対立により郡部の人間が退会し、自らを生民会脱会派と称していた。そして脱会派は二三年一月より同じ民党政社である交話会に合併を申し出ていた。

義雄はこの合併交渉の交話会の主役として動く。その事はこの時期の西川義延からの書簡、与謝郡交話会員小松九郎右衛門、西原利兵衛、松本砂等の書簡によつて知る事ができる。なぜ義雄は動くか。端的に言えば交話会の会員数では京都府下最大の政治結社公民会に対決し第一回衆議院議員選挙に勝利する事はおぼつかないからである。二二年一〇月段階での交話会員数は四五二名、同時期の公民会員数は一七七八名で約三倍半強である。生民会脱会派との合併は確実に組織数で拡大するだけではなく今まで全く交話会の地盤がなかつた船井、何鹿両郡（交話会員は船井郡二名何鹿郡一名）に地盤をもつ事ができる。

以上のような現実的要請のもとに様々な交渉をへて交話会と生民会脱会派の合併による公友会が創立される。主義は自由主義、手段は平和秩序の方法をとる事が定められる。役員は幹事三名、常議員二〇名であり、義雄は伊東熊夫、西川義延と共に幹事に就任する。このようにして第一回衆院選を前にした京都府政界の政治図は公民会と公友会の対決の様相を深めつつあつた。

(三)

成立した公友会は直様選挙準備にかならなければならなかった。四月末から五月にかけて、義雄は菱木信興とおりから京都に来ていた群馬公議会員新井毫と共に丹波・丹後地方に地方遊説を行っている。この遊説は、丹波地方における選挙地盤の拡大、丹波一人（丹波地方は第五選挙区で京都府下唯一つの定員二名区である）、丹後地方一人の候補者予選の調査が主な目的であった。⁽²⁸⁾

しかしこのような地方遊説の活動にもかかわらず、肝心の公友会の組織として候補者予選は五月段階でも遅々として進行しなかった。なぜなら、義雄を除く二人の幹事、伊東、西川が共に定員一名の第四選挙区の候補者たらんと対峙したという事情である。「日出新聞」の表現によれば「双方ともに議員熱に浮かされ居る際なれば、此折柄同会より各選挙区の議員候補者を公然予選する様のことありては同会が忽ち会員の分裂を起し、折角組織なりたる公友会も全く減茶減茶と成果ること明かなれば内密は兎も角表向きの予選ば先づ見合せん」という状況であった事である。したがって公友会の候補者予選は府下全選挙区でなされず、各選挙区在住の公友会員の独自の活動にまかされる形となつた。

さて義雄の選挙戦である。公友会の候補者として確定しなかったものの、義雄が第五選挙区の民党候補者である事は衆目の認める所であった。すでに二月初旬船井郡須知青年会は義雄を推選する事を決定していたし、⁽²⁹⁾当面の競争相手である公民会も一月以来、義雄を候補者として注視していた。⁽³⁰⁾

民党候補者として衆目の認める義雄が選挙に勝利するための最大の問題は第五選挙区のもう一人の民党候補者をどの郡より選出するかであった。この事は説明を要する。第五選挙区は他選挙区と違い定員は二名であり、選挙方法も二名連記制であった。五月時の第五選挙区の各郡の選挙人数は、南桑田郡六一九名、北桑田郡一八五名、船井郡五八

四名、何鹿郡三四一名、天田郡三四五名、総計二〇七四名であつたが、南桑田、船井は各々公民会員田中源太郎、石原半右衛門の地盤であり、義雄としては地盤の北桑田、鹿鳴会のある何鹿郡の選挙人を合計しても南桑田、船井一郡の選挙人数に及ばない。船井郡は同友会が石原の地盤を多少ほりくずすとしても、義雄としてはどうしても天田郡に地盤がほしい。ところが天田郡の府会議員名望家層は大概公民会員であつた。ここで天田郡の名望家層を公民会から公友会へ鞍替えさせるのが、義雄の選挙参謀野尻岩次郎である。

五月七日何鹿郡鹿鳴会員の福井矢之輔、大槻理三郎、芦田新右衛門は義雄に書簡を送る、彼等はその中で、「四氏等（天田郡の山口俊一、小田、芦田鹿之介、田中喜間太一高久）ハ公民会員ニシテ該会ヨリハ天田郡人ヨリ衆議院議員老名ヲ候補者ニ挙グルノ約有之候由ニテ其レガ為メ全会へ入会セシ者多数有之候趣、乍併不日全会ヨリ候補者人名ヲ発表スルニ至リ意見ノ相違スルトキハ或ハ退会ノ上共ニ運動スルコトモアルベキ」と報じている。これに目をつけた野尻は、天田郡より一名を公友会候補者として推薦する事を条件として、天田郡を公友会の地盤とすべく奔走する。六月一五日、野尻は船井郡高原村で同友会の谷紀百、田中半之丞、山下虎之助等と会合し「天田連合策」の了解をとりつける。そしてこの前後、野尻は何鹿郡綾部に行き、鹿鳴会に對しすでに同会が候補者として決定していた大槻理三郎をおろす事を説得し、これに成功する。そして日は確定できないが、天田郡では山口俊一、小田軌、芦田鹿之介、田中喜間太等が公民会を脱会し、公友会に入会し、天田郡の名望家層は候補者として芦田を推薦する。以上のようにして第五選挙区は六月中旬から下旬にかけて、南桑田、船井を地盤とする公民会員田中、石原と、北桑田、何鹿、天田を地盤とする公友会員義雄、芦田の一騎打となる訳である。（この他船井郡の大貝武布が立候補している。）

候補者の構図が定まった後の第五選挙区の義雄陣営の運動については多々述べる事ができるが、ここでは、義雄宛

の書簡の一部により選挙戦の一端を紹介するにとどめよう。

○六月一九日付野尻の書簡―①今回部所を定めた。船井郡田中半之丞、船井郡本庄村川勝孫太郎、天田郡福知山町松山乾造、何鹿郡綾部町芦田新右衛門である。印刷の名刺ができたら選挙人数に応じ右の所に配達を乞う。②大貝武布は何鹿郡にて叩き伏せるつもりである。③福知山における反対党の運動は戸毎の運動である。

○二〇日付船井郡須知村出張の野尻の書簡―①中外日報で芦田鹿之介を誹謗、弁護の勞を取る事、是は天田人の依頼である。②大貝武布は原基雄、羽室亀太郎外一兩名で何鹿に入る。故に原、羽室等を我党に引入れ、我の手先となす事は、天田との打合せである。③候補者名刺至急発送せよ、④田中半之丞は私と随行し、頗る勉めている。④今回の競争は実に非常であり、天田、何鹿の間は勉強も甚しい。彼等は、万一盟約書に反する投票があり他郡の弾劾に逢えば面倒なり、と云ひ、一票も洩さぬ決心である。⑤万一の事あれば小生は四、五年政治海を退出するつもりである。⑤兄義雄もあまり力はない。六月中は動かす在京されたい。

○二五日付野尻の書簡―①天田、何鹿の苦戦は名状する事ができぬ。田中源太郎は北海道を出立して帰り、天田一郡の運動費は三百円を予算している。今や公民会の金力は天田、何鹿に用いている。②吾党は船井、南桑中に其欠を快復しなければならず、足下は奇兵を率いて南桑、船井に入り、説士を放って遊説せしめ、敵の領地を荒らすべし。③金三百円を綾部に送れ。

○六月二七日付国井文之助の書簡―①昨二六日、田中源太郎は耶蘇徒であり河原林を選ぶべし、と數十の僧俗が各自持場へ奔走する趣であるが、其中の一人を公民会連が引捕え、無根の事実を流布し選挙の妨害をなすものは訴えるなどと擾いでいるようである。②小生も内々今日二七日の公民会の会合を捜ったところ、田中、石原の勝利は決定したと、語っている。最早日は逼迫している中で、非常に狂奔する人がいなければ挽回はむずかしい。③今日二七日付の日出新聞紙上の第五選挙区云々の記事は非常の勢力あると思うので、一般選挙人に右の事実を信じない様、京都日報紙上で至急反駁する事を希望する。

○二七日付野尻の書簡―①二七日正午より梶原革也を船井に廻した。②兄も是非南桑、船井に最後の運動されたい。③宋襄の仁を学んで卑劣手段を厭うなど高尚なる御考えでは逆も勝利はむずかしい。

基本的に郡対郡の対決の様相の選挙戦であり義雄陣営は終始苦戦を強いられた。七月一日の投票の結果は、田中源太郎——一八九票、石原半右衛門——一〇六九票、芦田鹿之介——七七八票、義雄——七四七票であり、義雄はじめて手痛い敗北をきつする事になる。⁽³⁸⁾京都府全選挙区でも、公友会の当選者は第四選挙区の伊東熊夫ただ一人であり、他は五名が公民会員、一人が無所属であった。

(四)

選挙の敗北後公友会は自己の存立基盤確保のため、庚寅倶楽部、そして立憲自由党へ参加していく。(この経過は高久第一論文参照)公友会は九月一六日解散総会を開くが、(この後公友会は社交倶楽部に鞍替えする)、義雄はこの時次のメモを残している。⁽⁴⁰⁾

- 一 政社ヲ解クコト
- 一 立憲自由党へ加盟ノ人員ヲ限定スルコト
- 一 遊戯倶楽部ヲ設置スルコト
- 一 通信所ヲ置クコト
- 一 倶楽部及通信所ハ一所ニ之ヲ置キ其費用支出方法
- 一 従来経費ノ処置

メモ中、立憲自由党加盟人員の限定の項目は、公友会員のみならず会員外にも向けられたものであると思う。しかし現実には限定は出来なかったようである。公友会はもともと郡部の地主層の組織であり京都市内には全く勢力がなかった。京都市内では旧生民会維持派と旧西京苦楽部員により同年六月に組織され、京都庚寅倶楽部員の多くが入党

する。この京都庚寅倶楽部員は、「選挙人至テ稀⁽⁴¹⁾」であり壮士的存在が数多くはいつていた。京都府の立憲自由党員はこの旧公友会員と旧京都庚寅倶楽部員とで一〇月一五日、関西二二州京都府部会を創設するが、両者はしつくりいつてはいなかった。義雄は旧交友会員六名、旧京都庚寅倶楽部員四名と共にこの会合の発起人となるが、彼は他の発起人伊東、西川と共に当日出席せず、この会合は「旧西京苦楽部員等出席者ノ大部分ヲ占メ⁽⁴²⁾」た。『京都公民会雑誌』は「同会員（京都府部会—高久）ノ或人ハ己ニ公友会派ト旧西京苦楽部流ノモノトハ自ラ充分ニ相職和セサルノ傾キアリ⁽⁴³⁾」と伝えている。内部に複雑な状況を含みながらも、ともかく京都府の立憲自由党は成立した。この後一二月一五日郡部の立憲自由党員の会合もたれ、ここで有朋館という郡部党員の社交団体を創設する事が決定され、義雄は奥繁三郎、菱木信興と共に幹事に就任している。⁽⁴⁴⁾

(1) (16) (18) (26) (33) (37) (40) 河原林家文書。

(2) 「日出新聞」二〇年二月三日付。

(3) 同右 二一年二月二日付。

(4) 二一年四月一七日付西垣虎吉^々義雄宛書簡（河原林家文書）。

(5) 原田久美子「三大事件建白運動の一史料」『日本史研究』一〇号。

(6) 二一年一月二日付田原正續^々義雄宛書簡（高久第二論文 一五三頁参照）尚この書簡により義雄及び伊東がこの運動を主導した事が確認できる。

(7) 井上の自治党設立計画と京都との関係は、高久第三論文一八六—一九三頁参照。

(8) この書物については、「日出新聞」二一年二月六日付に、田中源太郎が二月四日府会議員林惣所で自治制研究会規則及び自治制講義録を有志の人々に配布した、という記事があり、義雄は田中より購入したものかもしれない。

(9) 土倉については、「朝野新聞」二一年一〇月二七日の記事に自治制研究会のメンバーとして記載されている。新井については、大正六年発行

- (10) 『上毛及上毛人』一四、一五号所収の「新井毫氏の海禍と追弔法会」(上)、(下)には井上の自治党設立計画に参加した、との記事がある。
『京都公民会雑誌』二号八頁。
- (11) 「日出新聞」二二年二月二〇日付。
同右 二月二六日付。
- (12) 高久第一論文六六―七頁。
- (13) 『京都公民会雑誌』七号 一六頁。
- (14) 『京都日報』三月一七日付、三月一九日付
- (15) 『京都日報』三月一七日付、三月一九日付
この後同社の役員、社員として関係する人物に能川登、羽室龜太郎、溝口市次郎、菱木信興、西川義延がいる。〔日出新聞「二三年五月二〇日付」〕。
- (16) 交話会は、四月には野尻、中村豹太郎、安田音四郎が丹後、丹波地方に遊説(「日出新聞」四月三〇日付)、五月には菱木、中村が南山城地方へ遊説等専ら組織拡張に尽力していた。
- (17) 「日出新聞」二二年一〇月八日付。
- (18) 『良民』二号三四頁。
- (19) 同右 三号四四頁。
- (20) 「日出新聞」一〇月二五日付。
- (21) この関西有志懇親会は洛東祇園座で開かれたもので京都府からは交話会、生民会、公民会、西京音楽府、日出新聞社、京都日報社、中外電報社、他府県からは大阪経世評論社、大阪月曜会、東雲新聞社、大阪音楽府、近江政友会、近江大同会、広島政友会、大和第三区倶楽部、東洋社、日本新聞社、淡路倶楽部、伊勢新聞社、日本倶楽部、岡山同志会、筑後同志会、熊本紫溟学会、東京日本少年義会、長崎鶴首会、兵庫同志会、大和大同義会、大和義会よりそれぞれ人間が参加した大規模なものであった。〔京都公民会雑誌』八号一七―八頁、
「関西有志懇親会名簿」(河原林家文書)。
- (22) 義雄の交話会での活動の中で、義雄、伊東、菱木、梶原等交話会幹部が群馬公議会員新井毫を媒介にしての中島信行を中心とした新立憲設立の意図をもっていった事に触れねばならぬがこの点は高久第一論文を参照されたい。
- (23) 高久第一論文参照。
- (24) 『京都公民会雑誌』一六号六―七頁。
- (25) 「日出新聞」二三年五月四日付。

- (30) 「京都日報」二三年三月六日付。
- (31) 『京都公民会雑誌』一一号六頁。
- (32) 同右 一六号六頁。但し六月二十五日の名簿確定の日にはこの数は少しへり二〇六五人になっている(「日出新聞」六月十九日付)。
- (34) 明治二三年六月一六日付野尻々義雄宛書簡(河原林家文書)。
- (35) 「日出新聞」六月二十七日付。六月一九日付野尻々義雄宛書簡(河原林家文書)。
- (36) 「日出新聞」六月二十八日付。
- (38) 『京都公民会雑誌』一七号六頁。
- (39) 「日出新聞」九月二〇日付。
- (41) 『京都公民会雑誌』二三年六月発行号外一四頁。
- (42) (43) 同右二一号九頁。
- (44) 同右 二三号三頁。「日出新聞」二月一七日付。

五 義雄の脱党と復党

(一)

立憲自由党の成立と帝国議会の開設は義雄の行動と意識に如何なる変化を及ぼすか。第一に帝国議会の動向に応じ、てすぐさま現実的な政治的対応をせまられた事であり、第二にその過程の中で漸次的に立憲自由党に対する期待感を喪失させていった事である。

第一の点から述べよう。帝国議会が開設されるのは明治二三年一月二五日であるが、議会開会から一〇日と立たない一二月三日、衆議院議員伊東熊夫は義雄、野尻、西川、菱木、谷紀⁽¹⁾百にあててかなり長い書面を發している。そ

の内容中重要な点を要約すれば次の如くである。①立憲自由党は地方的感情のために組織上の不団結が生じている。②郡区分合法案は近日中議会に提出されるであろう。同案に依れば我京都府では、愛宕、葛野の二郡を合して北葛野郡とし、紀伊、乙訓両郡を合して南葛野郡とし、宇治、久世両郡を合して宇治郡とし、丹波三郡を合して中郡とするものであり、我府知事の意見とは全く相反するものである。同案については我地方重なる人士の意見を定め帝国議会に一請願書を呈出されてはいかかであろうか。

翌二四年一月一日、伊東は菱木信興に対して更に中央の政況を報知する。⁽²⁾菱木はこれを義雄に渡している。この内容は第一議會召集後新聞紙上に発表された立憲自由党员林有造の「地価地租特別修正法案」について述べたものである。即ち、若しこの法案が可決されれば天田郡を除く丹波四郡山城八郡は従来の地価が低廉であるとして、地価は上昇する事になる。したがって伊東は、「若シ（議会が―高久）採用スルノ模様アラバ当府下モ又タ為ス処アル位ノ事ヲ新聞ナリ或者東京へ通信スル等、場合ニヨリ彼処此処^{丹波山城}非地価修正集會位ノ名ヲ設ケ參集非難セバ或ハ其示威ニヨリ提出議案立消ニ可相成也ト存候」と書いた。

郡分合同題、地価修正問題では義雄はすぐに行動する。

まず郡分合同題では、一月一二日北桑田郡の有志者五〇余名が周山村慈眼寺に集会する。そして南桑田郡との合併に反対の意向をかため請願東上委員として義雄と野尻を選定する。⁽³⁾この後義雄は野尻と共に東上し、立憲自由党の伊東熊夫のみならず大成会の田中源太郎等公民会選出衆議院議員四名を訪問し、合併反対に尽力をよびかけている。

林有造の地価修正法案に反対する動きは、明治二三年一二月から二四年中にかけて天田郡を除く丹波各郡、山城各郡で展開されるが、ここでは義雄の動きのみ次に記しておく。

○三年一月二四日 義雄、奥繁三郎、菱木信興と共に京都府庁に尾越書記官を訪問。京都府下の地価は他府県より割合低いがこのように高価に引上げられて適当か質問。尾越は取調べの上返答すと述べる。

○四年一月七日 義雄、菱木、奥等立憲自由党员、公民会員田官勇、寺内計之助、垂水新太郎、小早川彦六等と河原町四条共衆館にて談合。地価修正問題は地方の实事問題により西組織連絡して一大運動をなす事を決議。請願書起草委員を定め各郡に一名宛の委員を定め其郡の勧誘の任に当らしむる事とする。⁽⁵⁾

○一月五日 城丹二郡非地価修正有志大会を河原町四条共衆館にて開催。義雄、北桑田郡委員となる。⁽⁶⁾

○一月二七日 城丹二郡地価修正委員会、義雄外各郡の委員出席し、請願書の修正案討議し二三の修正の後可決する。義雄、東上中この運動の様様を報道する。その後委員を二陣にわけて東上させる事にし、義雄は第二陣の委員になる。⁽⁷⁾

結局のところ、郡分合法案は衆議院に提出されるが大多数で否決され、林有造の地価修正法案は第一議会には提出されず、義雄は一応の安堵の胸をなでおろす事になる。しかしこの過程で、議会が地方の实事問題で展開し、その際立憲自由党员であるかどうかはあまり問題にならない事を彼は知った筈である。

第二の点、即ち立憲自由党に対する期待感の喪失、その結果の脱党について次に述べよう。前述したように前年一月三日の伊東の書簡では、立憲自由党が地方的利害の相違故に組織的不団結が生じている事を報知していた。しかし組織的不団結はそれのみではない。もっと重大な不団結は議員団と議員外壮士的存在＝大井派との軋轢である。其象徴的な例は二月二四日の林有造、片岡健吉、植木枝盛、新井毫等二九名の脱党である。この脱党は、直接的には第一議会での大成会員天野若円の予算案についての動議に林等「土佐派」が賛成した事から生じたものであったが、彼等の「脱党理由書」⁽⁸⁾によれば、脱党の本質的要因は壮士的存在＝大井派の「議員ノ独立自由ヲ冒瀆スル傾向」に対する嫌悪の感情であった。二六日今度は板垣退助が脱党し、付随して栗原亮一、江口三省、溝口市次郎が脱党する。

板垣の脱党の理由は脱党派、維持派の中間の位置に立っているように見うけられるが、感情的には脱党者と共通の基盤に立っていたといつてよい。⁽⁹⁾

板垣、植木等の脱党は京都の立憲自由黨員に深刻な動揺を引きおこす。二月二八日付「日出新聞」は「東京に於て立憲自由党中に分裂を生じたるより京都の同黨員中にも心を動かすもの多くありて已に郡部の黨員より本部との關係に就て此際郡部黨員の會議を開かんと旨申出たるものあり」と伝え、さらに四月一二日付「日出新聞」は「京都府下郡部立憲自由党の近況を聞くに先頃東京の本部に分裂を生ぜしかども其以来別段脱党を申込みざるに依り何れも依然として同黨員たるの肩書を有すれど往々は脱党して当分現在の政党に加盟せず別に郡部同黨員たりしもののみ地方社交団体を組織して觀望の位置に立つの意見なる由」と伝えている。しかしこの時既に義雄は脱党していた。義雄は三月一七日付で脱党書を東京在住の伊東熊夫に送っている。その事は義雄宛の次の葉書で判明する。⁽¹⁰⁾

拝啓陳ハ三月十七日付脱党書本日伊東氏ヨリ送致相成候所、右ハ吾党組織變更前、即知板垣伯を総理ニ推選したる以前ノ事ニ有之候。今日とは勿論御意見も相違ノ事と存候間貴意今一応相伺度及御照会候。御確報迄御届書見合せ置申候也。

東都芝公園第七十三号

四月九日

自由党事務所

義雄の脱党後京都では続々脱党者を出す。四月に西川義延が脱党、伊東熊夫は七月までには脱党している。八月五日発行の『京都公民会雑誌』三〇号は「府下ノ自由黨員ハ伊東熊夫氏ヲ初メ郡部ノ各地ニ於テ追々脱党スルノ勢ニシテ何鹿、天田等ノ黨員ハ已ニ悉ク脱会セリ。紀伊、久世、綴喜等ノ同黨員モ相繼テ脱スベシナド聞ケリ」と伝えている。⁽¹¹⁾

義雄の脱党の理由を知る史料はないが、既に友人新井毫が脱党し、地方名望家層にとって神様の存在の板垣が脱党している。義雄の心情の中に新井と同じく壮士的存在¹¹大井派に対する不満があった事は推察可能であろう。その事は次に述べる京都での関西会をめぐる事態の検討によりある程度確認できる。

七月一五日京都共楽館で関西自由主義による関西会が開かれる。これは昨年九月の名古屋について開かれたものであるが、一種異様な会合であった。七月一二日付「日出新聞」によれば、関西準備委員は川澄徳次、村田豊、地方準備委員は義雄、伊東熊夫、西川義延、堀田康人、谷紀百、大貝武布、野尻、菱木、延原和一、安田益太郎、正木安左衛門、白城履節、森田重武であり、役員は関西の人間が務めたものの、この会合には大井憲太郎、内藤魯一、石坂昌孝等大井派の面々が出席し、内容はほとんど大井派のヘゲモニーのもとに運営された。京都府下でのこの会合に参加した事が確認できるのは、野尻、奥、堀田、菱木、木村勝次郎、大貝武布であり、義雄や伊東は地方準備委員でありながら参加したかどうかは確認できない。義雄や伊東が出席したかはともかく彼等及び京都府下の自由主義者がこの会合に出席する事を嫌っていた事は事実である。その事を示すのが次の書簡である。¹²

拝啓小生義本日菱木氏ニ面会。彼の関西会之景況聞記候処、堀田氏ハ委員村田豊、川澄徳次、段々行違之処陳謝、今回之事円滑ニ結了致度ニ付、是非承諾具レトの依頼ニより委員辞退シ、一個の会員トシテ出席スル由。且比事情菱木氏迄通知シタリ。菱木氏ハ昨十二日、日出新聞広告ノ如ク（貴君小生も共ニ広告シ有之）地方準備委員承諾依頼ヘ吉村信次外一名訪問せし由。然レトモ同氏ハ今夜断書發出するト申居候候。正木氏モ辞退ノ由。益田氏（安田の誤りか―高久）ハ確ニ聞知せ寿。多分旧公友会ハ総テ出席可致ト存セラレ候。費用ノ一点ハ心配不掛ト先方申居候由なれ共、壮士社会の演劇ナレハ其委員ハ定めし分担モ可重ト想像せられ、右様の事情ニ付御判知可被下。猶ホ明朝迄の変動ハ探知次第御報可申。如比ニ御座候。¹³○河原林益三氏ハ明朝退院寿、本日面会、起居如常ナレトモ顔色ハ未タ以前ノ如ニ無御座候。不取敢如比。不悉く。

七月十三日 晩方

野尻岩次郎

る

河原林義雄様

貴下

この書簡によれば、一二日の「日出新聞」紙上に地方準備委員として名をつらねた堀田、菱木、正木はいずれも委員を辞退の意向であり野尻などはこの会合を「壮士社会の演劇」ととらえており、京都の自由主義者は会場地故のやむをえざる参加であった。その証拠に『京都公民会雑誌』三〇号は「関西地方ノ自由党员中鏗々タルモノハ多クハ此関西会ニ出席セス、又此関西会ノ準備ニ尽力セス、反テ関東会ノ人々ガ専ラ関西会ノ準備ヲ為セン」⁽¹⁴⁾と伝えている。

(二)

ともかくも義雄をはじめとした京都府下の自由主義者は自由党を離れた訳であるが、この脱党の時期(三月～七月)は同時に自由党で大井派―壮士的存在の排除が進行した時期であった。義雄が脱党書を提出した三月一七日の二日後の一九・二〇日に大阪で開かれた立憲自由党通常大会では、党則を大中に改正し、総理一名をおき、その総理には復党した板垣が就任した。板垣は一ヶ月もたない内に復党した訳である。さらに常議員会を参務会と改称し、代議士の議決権を認めるとともにその性格を政策決定機関から諮問機関にかえる等漸次的に大井派の孤立化を進めつつあった。この後自由党は三月「政党組織意見書」の発表、五月自由党宣言を発表し、総理板垣を中心に体制をたてなおしつつあった。⁽¹⁵⁾

八月三十一日、いまた自由党にとどまっていた奥繁三郎は義雄に自由党復帰をよびかけている。¹⁶⁾

拜啓過般御出京中ハ小生兎角当地ニ居ラス候ニ付甚失禮致候。扱乍卒爾兄等教氏(兄并ニ野尻菱木正木 山本等ノ諸氏)ハ自由党ニ復帰サルハ御意

見ハ無之候哉、御伺申候。小生相考フルニ今新ナル理由モナク復帰スルハ世上ノ風聞ニモ闕スルコトナリ。併シ茲ニ理由ト申ス程

ノ事ニハ無之候得共、幾分カ世上ニ対シ口ニ藉クニ足ルコトヲ以テ復帰シ得ルノ途有之ト存候。其ハ他ニ非ラス、大阪辺之有志者

中(菊流侃ニ)曩ニ一旦自由党ヲ脱シタリシカ、今回公党ニ復帰スルニ付キ新ニ板垣伯ヨリ使者ヲ彼ノ地(大阪)發セシメ、全伯ノ

勸メニ依リ復帰シタリ云々ノ口実ヲ作ラント為スガ如シ(比事ハ極テ秘 密ニ為シ置カレ度候)。依テ其際京都府下ノ有志者モ共ニ其群ニ加ハリ、

板垣伯ヨリ特ニ京阪ノ有志者ニ使ヲ發シ云々サレタリ。依テ復帰云々ノ口実ヲ作レハ如何ト存候。此儀一応御勸考被下度候。且ツ

野尻君トモ御打合せ之上何分之御意見御洩シ被下度、都合ニ依レハ大阪復帰連ト当地ノ同志者ト秘密会ヲ相開キ万事打合スノ必要

モ有之候間、可相成ハ早く御返事被下度候。正木、山本ノ両氏ニハ未タ相談不致候得共、小生之考ヘニテハ多分大兄等ト進退ヲ共ニ

セラルコトナラン。去レハ大兄并ニ野尻君之意見ヲ聞キタル上小生ヨリ両氏ニ相謀ルベク候。菱木君ハ一寸相謀リ候。同氏ハ自

由党ヘ加盟スルモ格別利益ナケハ、敢テ希望セザルナリ。併シ他ノ諸君(兄等ノ事ナリ)ト相共ニ加入スルコトナレハ異議ナシトノコトニ

候。僅カ一時ノ為メ又々新ニ御加入モ交ナル様相見ヘ候得共、若シ御加入ト相成レハ彼ノ秋期ノ丹波会ニ板垣伯招待云々ノ上ニ付

テモ好都合ト存候。

八月三十一日

奥繁三郎

河原林大兄

奥のこの歎誘は義雄の気持を大いに動かしたに違いないが、どう対応したかは不明である。ただ一〇月半ばまでには義雄は復党していたらしい。その事は一〇月一六日付自由党々報局より義雄宛の葉書(行)「党報」第一号発行に付き、党員諸君勸誘の上購読を依頼する葉書」により推察できる。この復党の経過を史料不足から明らかには出来ないのは残念であ

るが、義雄の復党には板垣の復党、自由党の体制たてなおし、大井派¹⁸壮士的存在の排除の進行、大阪脱党者の復帰、植木枝盛、片岡健吉等自由倶楽部員の復党過程の進行、総じて大井派を排除しての自由党の「名望家政党」の確立過程の進行が作用していた事は想像に難くない（尚二十五年はじめ頃までには脱党していた京都の自由主義者は西川義延等一部の者を残しほとんどの者が復党する）。

復党後の義雄は、第二議會を前にしての自由党と改進黨との密月ムードにのり、京都府下改進黨員富田半兵衛、畑道名、中安信三郎等とともに府会で牛耳をとっていた公民会対決に向けて動きました。即ち、義雄は、二四年一〇月開会の二五年通常府会に向けて、公民会外の府會議員四九名（公民会府會議員は四〇名）からなる府会々派非公民会派を創設する事に成功する。一〇月一八日、洛東祇園中村樓での非公民会派懇親会で義雄は府會議長候補に予選され、翌々日二九日、義雄は臨時府会で公民会の候補者雨森菊太郎を四五対三七で破り、府會議長に就任する。¹⁹そして一月五日から一月二日までの二五年度通常府会では、非公民会派の「常置委員不信任決議」「府知事栄転の建議」に対して終始非公民会派のペースでの議事運営をはかっていく。義雄は今や「非公民会派之總理株」²⁰であり、京都府自由党の押しも押されぬ存在であった（尚脱党、復党過程で壮士的存在を多くかかえた京都市内の自由黨員の動向を史料不足により明らかにできないが二四―二七年の新聞史料で見ると、堀田康人、能川登ら「大物」を除き地方政治での目立った役割を漸次に減少させていったようである）。

この後二五年以降の義雄は政治上では自由党と運命を共にし自由党―憲政党―立憲政友会の道を歩む。二七年にはじめて代議士に当選する。実業方面でもこのうち前記二会社（北桑融通会社―二六年北桑銀行と改称。合資嵯峨材木会社）の他に京都電気鉄道株式会社、京都鉄道株式会社、東海生命保険株式会社等種々の諸会社の重役を兼任していく。し

かし、ともかくも二五年以降の京都府政界の一人の実力者河原林義雄の行動の詳細な分析はこれからの課題であり、いづれ稿を改めて論じたい。

- (1) (2) (10) (13) (17) 河原林家文書。
- (3) 「日出新聞」一月二十四日付。
- (4) 同右 二月二十五日付、「京都日報」二月二十五日付。
- (5) 「日出新聞」一月八日付。
- (6) 「日出新聞」一月十五日付、一月十七日付。
- (7) 「京都日報」一月二十八日付。
- (8) 「日出新聞」二四年三月一日付、三月三日付。
- (9) 『京都公民会雑誌』二五号二〇～一頁。
- (11) 『京都公民会雑誌』三〇号五頁。
- (12) 『京都公民会雑誌』三〇号三頁。
- (14) 『京都公民会雑誌』三〇号四頁。
- (15) 島海靖前掲論文(『論集日本歴史 立憲政治』五五～六頁)。
- (16) 河原林家文書。尚この書簡中「正木」は乙訓郡正木安左衛門、「山本」は宇治郡山本佐兵衛。兩人共この時期現職の府會議員であり、交話会―公友会―立憲自由党というように義雄と行動を共にする人物である。
- (18) 「日出新聞」二四年一月二〇日付。
- (19) 『京都公民会雑誌』三三号一六～七頁。
- (20) 二四年二月二十八日付国井文之助と義雄、野尻宛書簡(河原林家文書)。

〔付記〕

脱稿後一つの事実を見おとしている事に気づいた。義雄と金玉均、朴泳孝との接触の事実である。河原林家には年代不明の金玉均の書軸と明治二七年一月一七日付朴泳孝より義雄宛書簡が所蔵されている。後者は「東京板橋築地三原方」より朴が日本名山崎永春で義雄に東京着を報知したものである。周知の如く、金玉均、朴泳孝は甲申政変の結果日本に亡命し、朴は明治一九年以降と思われるが上京区相国寺慈恵庵に居を構えていた〔世

外井上公伝』第三卷七六二頁)。朴泳孝の義雄との接触は、この相国寺居住時代になされたものであろう。金玉均と義雄の接触時期は不明である。また両者と義雄との接触程度も不明である。

本稿では、義雄の政治運動への参加及びその展開をなした意識上の要因がやみがたい国政参加への希求である事を指摘した訳であるが(自由民権運動展開の要因として一般的にいわれる地租の重圧は、彼が地租改正評論人として精力的に丈量調査に尽力していたという事実からみて、彼の運動展開の本質的要因とは考えられない)、その点は間違いないとしても、この国政参加の希求により展開される彼の政治行動の内に対外問題とりわけ朝鮮問題がどれ程してどのように投影されていたかは史料的不備により充分明らかになしえていない。明治一〇―二〇年代の地方名望家層、士層の意識上における朝鮮問題の位置の究明は、今後筆者の研究課題の一つになる。

本稿作成にあたって義雄の嫡孫河原林孟夫氏に大変お世話になった。氏には史料を借用させていただいたばかりではなく多くの御教示を得た。尚氏を通して義雄の三男河原林虎三氏にも御教示を得た。この他仲村研・藤田彰典・原田久美子各氏にも史料及内容に関して御世話になった。記して謝意を表したい。本稿が諸氏の御教示を充分咀嚼していない事を恐れる。

付表

河原林義雄所蔵書籍一覧表

年	書名	編著者・訳者	年	書名	編著者・訳者
3	真政大意	加藤弘之	12	仏国国会纂法 法律雑誌 40~116号 (M12~13) 近時評論 194号 (M12.5)	ワレット 大森鍾一訳
5	自由之理	ミル 中村敬太郎訳 (協一校印)			
6	人民必携 新律綱領改定律例	博聞社編 司法省			
7	民権大意※ 諸国郡名	竹中邦香 琵琶湖新聞社	13	六学一本 日本会議全書 議員必携 自治論 下巻 貯金の道しるべ 経世新論 東京横浜毎日新聞※	宇田健齊 森岡栄 太政官翻訳懸 林 薫 浅見清彦 杉田定一
8	評論新聞 33号~72号(M8~9)				
9	国法汎論 仏蘭西法律書(上・下) 仏蘭西公法附政法 仏国刑法説訳 司法省指令録・刑事部 第1号	ブルンチエリ 加藤弘之訳 翻訳局 黒川誠一郎 メイゾンヌーヴ 大森鍾一訳 司法省刑事部			
10	英国政典 分権論 性法講義 泰西国法論	平井正 福沢諭吉 司法省(ボアソ ナード) 津田真一郎	14	興国ノ規模	河原政庸
	立法論綱 大久保利通公略伝 仏国民法契約篇講義	ベンサム 島田三郎訳 加地雄二郎 クプマン、 ロベルト 渋川忠二郎訳	15	政治真論 時事大勢論 政体新論 初篇 自由平等論 上 類聚法規目録甲乙 現行類聚法規 1~8 大東日報※ 京都新報※ 立憲政黨新聞※ (M18) 官令新誌※ 室氏経済学※ 時事新報※	ベンサム 藤田四郎訳 福沢諭吉 ラベレー 平賀信恭訳 矢野駿男関 スチーベン 小林菅智訳 司法省 司法省
11	泰西名家演説集 聖書・新約聖書 官令新誌4・5号 郡区吏員必携 清国近世乱誌	栗原亮一 米国聖書会社 西村兼文 曾根俊虎編 副島種臣校閲			

明治期地方名望家層の政治行動

年	書名	編著者・訳者	年	書名	編著者・訳者
16	同盟改進黨新聞※ 政治談(上)	フォーセット、 ヘンリー 渋谷健弥	21	政治一斑(第1冊) 政論 1号 農工商臨時雜誌 第7回~13回 (M21~22)	京都府勸業課
	類聚官報(M16~18) 民刑証拠論講義 第1号 論理第篇※	河津祐之 ゼボン 添田寿一訳 井上啓次郎関		官報 1723~1879 条約改正問答 町村制概表 自治制講義	久世久 京都府庶務課 モッセ 鶴岡義五郎訳
17	湯屋話政党退治目錄 吾妻新誌 33号 万国史※	山脇之人	22	京都日報※(M22~24) 良民 2~5号 保守新論 1号 農工商 1~23号 (M22~24)	京都交話会 中正社 京都殖産社
18	法令全書(M18~22) 類聚官報※ 17年12号			板垣南海翁之意見 人道教 日本社会事彙 上・下 民約字解 日本国教大道叢誌 19~49号 (M23~25) 先憂 1~14号 (M23.2~10) 経世博義 1号	吉田魁光 吉田平二郎 経済雜誌社 佐藤庄太 日本国教大道社 広島先憂社 京都博義社
19	官報要誌 M19中索引 官報類輯 明治19年改正教育法令 類聚 農工商工報22~46号 (M19~21) 国会の準備	浅野愛治郎 農商務省 藤田一郎	23	孫子正解 明治豪傑譚 1~3 第一期第1回衆議院に 於ける顛末 日本海難救助法 京都府地方税摘要	高橋省三 鈴木光次郎 峯岸良助 マイエット、 パウル 青山丈太郎訳 上野弥一郎
	20	官報要誌 西哲夢物語 東京經濟雜誌 362号~404号 (M20~21)			
21	万国歴史 自治制講義録 町村制市制講究会筆記 市制及町村制釈義 応用統計学 尋常師範学校設備準則 国民之友 17~127号 (M21~24)	天野為之 モッセ 内務省 末永純一郎 呉文聡 文部省	24		

(備考) ※印は現在河原林家に所蔵されていないが、河原林家の史料により義雄が読んだ事が確認できる書物・雑誌・新聞である。

Mは明治を略したものである。